

議事日程（第3号）

平成24年12月11日（火）午前10時開議

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 菅野正彦君	9 番 黒沢敏雄君
10 番 佐藤喜三郎君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 新関善三君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	佐藤賢助君
原子力対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書記	橋本文雄
		書記	菅野春華

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） おはようございます。ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 高橋道也君、7番議員 菅野意美子君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第2，これより昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内いたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。

5番議員 高橋道也君の登壇を求めます。高橋道也君。

○5番（高橋道也君） おはようございます。5番 高橋道也です。私は、大きく1点、25年度当初予算編成の重点施策を問うであります。というのも、24年度も12月となり、定例会が終われば、各課とも25年度への予算編成の作業に入るものと思います。原発災害から3年目の予算となり、本格的に着実に復興の道筋を示していく大事な年になると思うことから、次の細部6点について伺います。

1、子どもたちの健康被害に対する対策は。

2、山木屋地区の除染と町全体の除染はどうするのか。

3、山木屋地区の人たちや他町村の人たちを受け入れるためにも、災害公営住宅や住宅団地の造成、建築は欠くことのできない事業だと思うが、その対策は。

4、町の再生、復興のためにも、企業誘致や雇用確保が重要だと思うが、その対策は。

5、庁舎建設のスケジュールは。

6、補償、賠償には、町はどうかかわっていくのか。

以上について伺います。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。今日も一般質問どうぞよろしくお願いをいたします。

はじめに、5番 高橋道也議員の質問に答弁をいたします。

平成25年度当初予算編成の重点施策を問うの(1)、子ども達の健康被害に対する対策はについてのご質問でございますが、これまでも町では子どもたちの健康被害に対する対策としまして、ガラスバッジによる外部被ばく検査及びホールボディカウンタによる内部被ばく検査、学校給食食材の放射性物質検査等をはじめ、県外での宿泊による自然体験や交流活動を通じて、心身の健康とリフレッシュを図るこ

とを目的とした川俣町親子のびのびリフレッシュ事業などを実施してまいりました。しかしながら、東京電力福島第1原発事故から、1年9か月が過ぎた現在においても、放射線による健康への影響に関する心配は、まだ続いているのが現状であります。今後も済生会春日診療所に設置するホールボディカウンター内部被ばく検査の機器による年1回の受診機会の提供や学校給食食材の継続的な検査、対象範囲や実施時期及び内容等の検討を加えての「川俣町親子のびのびリフレッシュ事業」の実施など、将来を担う子どもたちの健康管理を重要課題としてとらえ、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2)、山木屋地区の除染と町全体の除染をどうするのかについてのご質問でございますが、山木屋地区の除染については環境省が直轄で実施することとなっておりますが、これまでに生活圏と農地のモニタリングが完了し、生活圏の除染を実施するための同意取得の説明会を10月から集落ごとに開催し、現在、個別に立会のもと、除染作業にかかる同意をいただいているところであります。また、農地除染の前段となる農地の除草を11月より開始し、平成25年4月からの本格除染に向けて取り組んでいるところであります。予定としましては、山木屋1区、甲2区、乙8区的生活圏の除染を平成25年3月から開始し、その他の行政区的生活圏の除染を平成25年4月から開始し、平成26年3月に完了となるスケジュールが環境省より示されたところであります。山木屋地区以外の町内の除染につきましては、本年度は小島、飯坂、小綱木、大綱木及び東西福沢の計5地区の地域の除染を進めており、具体的には戸建て住宅1,428戸、公共施設等7戸、住宅周辺山林354.7ヘクタール、道路等1072.5キロメートルを5工区に分け発注しており、11月末現在、除染実施済が14.7%となっております。また、来年度実施する予定の福田、小神、鶴沢、旧町内の事前モニタリングは10月に発注し、現在の進捗状況は18.3%となっておりますが、平成25年3月末までには除染実施にかかる同意取得を完了する予定となっております。今年度事前モニタリングを経て除染に対する同意が得られ、仮置き場設置の見込みが立った地区から平成25年4月を目途としまして発注する予定で進めているところであります。

次に、(3)、山木屋地区の人たちや他町村の人たちを受け入れるためにも、災害公営住宅や住宅団地の造成、建築は欠くことのできない事業だと思うが、その対策はについてのご質問でございますが、現在、町では東日本大震災による被災者の生活の基盤を確保し、生活の再建が早期に可能な状況をつくるため、災害公営住宅整備事業につきまして推進しているところでございます。具体的には福島地方裁判所の競売事件といたしまして、町が落札した川俣精練跡地約1ヘクタールの土地に、山木屋地区住民の災害公営住宅の整備とコミュニティ施設としまして、子どもの遊び場を兼ね備えた集会所の整備を検討しているところでございます。また、川俣町住民以外の人たちを受け入れることにつきましても、短期間に災害公営住宅や住宅団地の造成が整備できる土地につきまして、現在、検討しているところでございます。なお、これらの整備計画につきましては、東日本大震災復興交付金事業計画と

しまして、次回募集に合わせ対応したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(4)、町の再生、復興のためにも、企業誘致や雇用の確保が重要だと思うがその対策はについてのご質問でございますが、リーマンショックから立ち直ろうとしていた矢先の東日本大震災は、過去に例を見ない大規模災害であり、町内事業者の施設や設備に損傷を与え、生産の停滞を招くものとなりました。それに加えまして原発事故は、更に計り知れない被害を招き、計画的避難区域指定による操業の断念、放射性物質の拡散による被害や風評被害による需要の減少など、長期にわたる様々な影響を及ぼしました。また、日本全体を見ますと、ヨーロッパを中心とする雇用不安や信用不安や円高による輸出関連事業への打撃など、先行きが不透明な状況もあり、企業の新たな投資に陰りが見えていることも事実でございます。このような大きな国際的な影響を受けながら、町では、緊急雇用創出事業の実施による雇用の確保、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金やふくしま産業復興企業立地補助金の活用を勧めるとともに、経済産業省や中小企業庁、復興庁などに対し、原発事故対策や医療関連の企業、研究機関等の立地要望活動を積極的に行ってまいりました。特に中小企業等グループ施設等復旧整備補助金では、株式会社日ピス福島製造所など7社で構成する日本ピストンリンググループ、震災により全壊となりましたファンズ中丁店の株式会社運喜等の22社で構成する川俣町中心商店街復興グループ、川俣マテリアル交流会全25社で構成する機械金属加工グループ川俣マテリアル交流会の計3グループの施設整備の復旧等にかかる事業が採択され、国、県からの支援を受けることになりました。議員お質しにありますように、町の再生、復興には企業誘致や新たな雇用の創出が重要であることは勿論であります。町内で操業されている既存事業者がこの苦しい状況からいかに立ち直るか、いかに雇用を維持していくかも重要な課題であると考えております。企業誘致と新たな雇用創出につきましては、国、県との連携を密にしながら、今後も継続して努力してまいりますし、同時に既存事業者の復興と雇用維持のため、除染の徹底による操業再開や風評被害による需要の回復、町外への移転を余儀なくされている事業所の帰還対策にも、併せて進めてまいりたいと考えております。

次に、(5)、庁舎建設のスケジュールはについてのご質問でございますが、現在、東日本大震災及び原子力災害からの一日も早い復旧、復興に全町を挙げて取り組んでいるところですが、住民の安全、安心を守る防災拠点の確保のためにも、一刻も早く新庁舎を建設する必要があるものと認識しております。まず、大変遅れておりました旧庁舎の解体工事につきましては業者が確定し、平成25年3月末を工期といたしまして、実施することで進めているところであります。庁舎建設に向けてのスケジュールといたしましては、町としての実施計画を1月中に取りまとめをいたしまして、その後、設計業務委託を行う予定で考えております。役場庁舎等の官公庁施設の設計につきましては、町民共有の資産として質の高い建物が求められるところであり、より良い庁舎の実現には、最適な設計者の選定が不可欠であります。

近年、官公庁施設の建設では、設計業者の提案を比較検討し、最も適切な設計者を選定するプロポーザル方式の採用が一般的となっており、本町におきましても、この方式により最適な設計業者の選定を行いたいと考えております。建物の配置や面積、内部のレイアウトや空間の大きさ等の庁舎の需要にかかる基本設計を行ったのち、基本設計を基に、詳細な材料や仕上げ、施工方法等にかかる実施設計を委託することとしております。これらの過程を経た後の建設工事を平成26年4月から1年6か月の工期で予定をし、平成27年9月の完成を目指すこととしております。この間、町民の皆様への説明会の開催や議会との協議、報告を随時行い、ご意見をいただきながらより良い庁舎の完成を目指し、建設を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、(6)、補償、賠償には町はどう関わっていくのかについてのご質問でございますが、補償、賠償につきましては、その考え方を精査し、見直し等の必要な部分については、その都度国、東電に申し入れてまいりたいと考えております。また、昨日、14番 遠藤宗弘議員のご質問にご答弁申し上げましたとおり、町の顧問弁護士の知見を得ながら、法的な問題で疑問などへの相談体制を整え、原子力災害対策課を窓口に対応し、補償、賠償につきまして、適切に対応してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） まず、はじめに、1番の問題ですけれども、子どもに対する健康被害の対策なんですけど、リフレッシュ事業やってローテーション保養に近いことをやったわけなんですけども、これを拡充していく、対象範囲、実施時期及び内容などの検討を加えていくということなんですけども、具体的にはどのようにするつもりかお聞きします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいま町長の答弁にございましたとおり、先月、11月に未就学児を対象に親子での宿泊を伴う初めての事業として実施をいたしました「親子のびのびリフレッシュ事業」の検証、総括などを行いまして、実施時期につきましては、今回は9月の補正予算で途中の予算措置ということでございましたけども、新年度の当初予算に事業費を計上することで、実施時期につきましては、早期に、より良い方法で、あと今回は集団といいますか、団体での実施となりましたけども、個人といいますか、家族単位が良いのか、そういった選択肢なども具体的に実施方法を見直し、反省点の中で踏まえながら、より多くの皆さんに参加していただける方法で今後、対応していくことで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 対象範囲は、前回11月にやったやつは幼児を対象にやったと思うんですけど、来年度には是非やはり中学生以下は子どもさん全員対象にすると

というようなことをやって、やはり当初予算に今、入れるようなことは言ったんですけど、当初予算からもう計画ができて、行く時期もやはり夏休みが一番親御さんにとっても子どもさんにとっても時期としては一番良い、その頃やるのが一番良いと思うんですけど、対象範囲ですね、これをそこまで広げるかお聞きいたします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいまお質しありました対象者の拡大等につきましても、先ほど申し上げました実施時期を早めることに加えまして、そういった対象者の拡大につきましても取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） あとは具体的にお願いしたいんですけども、そのレパトリーというんですか、やはりいろんな方の要望に応えるためには、先ほども話したとおり1泊2日、2泊3日、できれば長い方が良いですから、子どもさんのためには。3泊4日とか、あとはどこへ行くのかコース、それから日にちの問題、いろいろと商品と言って良いか分からないんですけど、いろんな商品を揃えて、やはり親御さんとか子どもさんのニーズに応えた当初予算から予算化していただきたいと思います。

あとやはりですね、何と言うのかな、具体的な方向性がまだできていないと思うんですよね。ただ、私が最初の質問でも言ったとおり、もう12月から1月にかけてもう予算編成をほぼ課ではやらなくていけないと思うんですよね。その中でいまだに骨格も見えない、そういう予算では、私はもう当初予算に上げることが本当にできるのかなという疑問も発生するんですけども、これは間違いなく25年度の当初予算に上げれる自信がありますか、課長。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

今年度の成果を踏まえまして、実施時期、参加対象者や実施方法などの反省点を活かしまして、新年度の当初予算に事業費を計上することで、早期に、より良い方法で多くの対象者に参加いただけるようリフレッシュ事業の展開に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 明快な答えですので、是非、より良いものをしていただきたいと思います。

次に移ります。除染の問題なんですけども、昨日、同僚議員も大変心配しておりましたけど、来年度の除染をやるためには仮置き場、これが非常に9月の私、議会でもやりましたけど、これをできなければ除染を出すことができない。当初、町長も言ってましたけど、仮置き場ができない限りは除染はやらないというのが基本的な姿勢のはずなんですよね。それが今年の場合は、仮置き場もできないままに今、

宅地除染をやっているわけですよ。仮置き場ができたのは、たぶん箇所ぐらいしかないと思うんですよ。まだ造っている最中ということは、来年もこれ3月中ぐらいまでに仮置き場だけは完成しておかないと、どう考えても当初から予算を出して、除染に5月の連休明けぐらいから入るというようなことは不可能に近くなってくると思うんですけども、この仮置き場の対策はどうなっているのかお聞きします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

仮置き場につきましては、議員お質しのとおり、仮置き場の選定並びに除染等については遅れているところがあるわけでありますけれども、来年度に向けた仮置き場の設置につきましては、鋭意今、努力をして場所の選定並びに地区の方に入らせていただいて、説明会等を今しているところであります。来年度早期に除染の発注ができるような体制が取れるように、仮置き場の選定並びに場所の確保等を行ってまいりたいと考えております。以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 課長ね、いつもそう言うんですよ。私9月に聞いたときも、実際ね、課長が答弁したのは、10月中に発注、10月いっぱいその仮置き場はできると。それでも12月中にはもう除染やったものは、そこにほとんど運び込んでしまったと言ったんですよ。今、12月なんですよ、もう。それでいまだにその仮置き場には運んでいない、仮々置き場という形で今、置いておくところがほとんどだと思うんですよ。だからね、そうしたいというのは分かるんだけど、実際に行動に移して、実際に見えてこないと、また来年もね、今年みたいに昨日なんかは雪降っちゃって除染は中止ですよ、ほとんどが。そうすると冬場になっちゃうともう凍るし、雪降るしで、除染が進まなくなっちゃうんですよ。これはもう前々からその懸念は我々言っていたはずなんです。冬の12月以降は、もうできなくなると。停滞することが多くなるということは言っていたんですけども、それがやっぱり今になっちゃったということで、やっぱり5月連休明けにやるには、だからもう課長さんとか課とか町も決めてもらいたいんだけど、5月の連休明けには除染の方を発注するんだと。そこから逆算して、どうやっていったら仮置き場ができて、5月の連休明けには発注できるという逆算をしてきちんと計画を立てていかないと、また、今年と同じようなことに来年もなるのではないかなという懸念がうんとするんですけども、その辺はなんぼここで約束しても、遅れちゃったと言えぱなんともしょうがなくなっちゃうんだけど、これ。けども、やはり同じ轍を踏んで、やっぱり3年目という皆さん我慢にも限度がある。もうほぼ2年になってきて皆さんが我慢している中で、町民が我慢を強いられている中で、やはりそういうことをきちっとやることによって、我慢にもちょっとは安心感が生まれるということがありますので、やはりその辺は計画どおりにきちっと出すことをもう1回お聞きします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

一番に仮置き場ができないと除染ができないというのも十分わかっているところではありますが、まずは仮置き場の今の状況等でありますけれども、今、今週末になりましていろいろと各地区の方にもご相談申し上げているところがあります。あと各地区によりまして、ある自治会さんの方にもお世話になりまして、仮置き場のじゃ状況等も視察しましょうというようなことで、他町村の仮置き場、または川俣町のできている仮置き場等の視察研修をしていただくような中身にもなりました。また、各自治会さんの方でも相談会ということで、今、断続的に日程等を調整させていただいて、説明会等を今やる、または実施をしているというところでありまして、まずは仮置き場の選定をしっかりとやって、議員お質しの連休明けに本当に本格的な除染に入れるような体制スケジュールを作ってまいりたい。また、いろんな逆算をしてスケジュールを作れというようなお質しもありました。そういうところもしっかりとスケジュール管理もできるような計画を作りまして実施をしていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 山木屋の除染についても、やはりこれも仮置き場がね、先日の新聞に出てましたけど、40ヘクタール必要だという話の中で、今のところ10ヘクタールしかまだその仮置き場が選定されていないというような話で、あと30ヘクタールまだ全然目途が立っていないということが新聞に載っていたんですけども、山木屋さんの場合は国が直轄でやるということにはなっています。ただ、やはり我々の町ですよ、山木屋さんは。住民の人たちも町民です。そしたら、やはり町が積極的に仮置き場ができなかったらなんでだというような話で、積極的に町がかかわっていくべきではないかと思うんですけど、その辺はどんな考えですか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

山木屋の仮置き場でございますが、今、議員お質しのとおり、町の方も積極的にかかわっていかねばならないということで理解はしてございます。まずは国が環境省が行うということにはなっておりますけれども、町の方もしっかりと対応していくということで今、取り組んでおります。まず今、山木屋の方の自治会さんの方にもご協力をいただいて、先般、いろいろと会議等も持たせていただきました。方向性的には、今、お質しの40ヘクタールほど現実的には山木屋には必要だと。今、国有林のところは10ヘクタールほど確保ができそうだと。残りの30ヘクタールが今のところ目途が立たないというところでありまして、その30ヘクタールにつきまして、各行政区さんの方にいろいろとご提案申し上げて、ご協力いただくような内容で進めようということで打ち合わせ等も済んだところでありまして、近々各行政区さんの方にまずはご提案申し上げながら、30ヘクタールの不足分等々につきましてご協議を申し上げ、仮置き場の選定、あとは造成等々についていろいろと進めてやっていきたいということで今、やっております。そういうことで、仮置き場については、町もしっかりと環境省の方と協力をしまして実施をしていき

たいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 10ヘクタールが一応選定になってますから、来年の25年の3月からの開始に関しましては、そこに置けるということで支障はないのかもしれないですけども、じゃ、その30ヘクタールね、国有林とかどうなるか分からないんですけども、ただ、やはり町の方で行政区さんに話してね、話はしたんですね、1回は。そこで返事してもらいたい。その後の質問あるから。（不規則発言あり）まだやっていないのね。はい、分かりました。それではですね、それも同じことなんです、町の除染と。期間があと4か月もないくらいの中で、いまだに話もしてない。そんな広大な土地がね簡単においそれと見つかるかということになると、どうしたってやっぱり無理があるんじゃないかと思うんですよね。だから、これをやらなくちゃいけないといったときのしかかりの早さですよね。もうどうしてもこれがないとだめだという、一番最初は本当に皆さんしょっちゅう言うように、トイレのないマンションというように住めないわけですよね。除染もできない。だから、そのしかかり、今までも線量低減化でも経験しているし、今年の除染でも経験しているし、同じことを繰り返すようなことは絶対やってはだめだと思うんですよね。だから、そのこのところは本当に肝に銘じて、ここでも何回言っても恐らく努力してきますという答えしか返らないとは思いますが、その辺肝に銘じて、本当に住民のためにどうすべきかということを考えてやっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。3番の住宅団地、災害公営住宅の建設、造成、これは当初予算ですので、今回の補正予算にあがっている復興事業基本構想計画等策定業務委託料4,300万円、これはどのように来年活かしていくような構想で今回、計上しましたか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問であります。まず、西部工業団地の関係で、開発行為を取得するための測量も含めた準備で、実際あそこのところが前に開発行為を出した後で、文化財遺跡の調査ということで、だいぶ形状が変わっているということで、これは河川協議も含めたことが必要でございますけれども、そういった関係で4,200万円ほど見ております。また、その残りの分としましては、市街地活性化事業でございますが、ただ、時期的なものを考慮しまして、今年度分と来年度分に分けて、市街地をどういうふうに活性化というか、今、出ております例えば空いているところとかも含めた、あとどういうふうに人の流れを誘導するかというんですか、そういった誘導も含めた活性化事業ということで、その残りの予算で150ちょっと、端数はあれですけども、なにがしということで考えておまして、来年度に向けては例えばこれはちょっと時期的に、本来はもうちょっと早い時期に策定する必要があったんですけども、現在、これから土地利用も含めて、市街地をこういうふうにご利用するんだ、利用計画に基づいた、利用計画をその中で定めていくというふうなことでの予算、今回こういったことで考えて

おります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） ちょっと分からなかったんですけど、この西部工業団地用だというんですけども、実際、この名目も違って、1回臨時会に出したときには西部工業団地という名前が入っていたような気がするんですけど、今回入ってないんですけど、その辺で西部工業団地は企業誘致にしようとしているのか、それとも別な考えで構想を考えているのか、その辺はどのように考えていますか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま西部工業団地をどのように考えているのかということでございますが、現段階では、まず、工業団地としての開発許可の取得に向けておりまして、経済産業省も含め、あと県の企業立地課との協議も含めて進めておるところでございます。ただ、またそのほかですね、企業誘致ということで進めておりますが、そういった誘致のほかにも、例えば同じような造成基盤であれば、あくまでも宅地の造成でありますので、その企業誘致のほかには何か団地を利用するような事業というものがみつければ、それはそれで対応できるようなことも含めてですね、今のところ考えているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） どっちに使うのかははっきりしないんですけど、いや、実際いつてね、私は今まで西部工業団地、ずうっともう何十年も西部工業団地という名目であるわけですけども、一向に企業が入りそうだと、来た試しもないということなんでね、やはりこういう場合には、もう今、実際いって山木屋の人も浪江の人も飯館の人も、どうもですね、川俣で宅地を探すのをあきらめたような感じがあるんですよね。なんか話を聞いていますと、飯野の大久保、青木、あの辺に相当の人が土地を求めて話に行っているようなんですよ。それをよく耳にするものですから、どうも川俣町の動きが鈍いということで、そちらの方に流れているのかなという感じがします。ですから、やはり前々から同僚議員みんな言っているように、やはり川俣町で受け皿となって、山木屋の人はもちろん浪江、それから飯館の人を川俣町に住んでもらう。なんといったってあの地区にお墓参りとか帰ったりするには、一番近い場所がこの町なわけですから、ここが受け皿になることが一番やっぱり良いことなんだと思うんです。そのためには、やはりその人たちが何を考えているか、それをやはり考えて、我々が町も一緒になって宅地造成とか、あと今回、山木屋地区の方からも陳情書出てますよね。農地付き住宅の造成をお願いするような陳情だと思うんですけど、だからね、この町で何とか面倒をみるんだというようなやっぱり助け合いの精神ですよ、そういうことをやっていただきたいと思うんですけども、この山木屋の陳情に関しては、どんな考えですか、町長。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 5番 高橋道也議員の質問に答弁いたします。

山木屋の方からも復興住宅の要望が出されておりました、それについては的確に

応えていこうということで、今、その対応、対策を取っているところでございます、答弁等にも申し上げておりますが、川俣精練跡地にも復興住宅を考えることと、また、川俣町の中に復興住宅地を建てられる土地をですね、利便性を考え、そこに造ろうということで今、検討を加えているところでございます。今、質問にありました西部工業団地もご質問のとおり、いろいろとこれは検討する余地があるんじゃないかと思っているところでございます。ただ、1点あの企業誘致、物作りだけではなくて研究施設やなんかについても具体的にこういうものだということを出していくこともまた重要じゃないかということも言われておりますので、そのことも含めて具体的にこういう施設だということを我々も検討して提案していかないと進まないというような状況も出ていると思っております。そんな意味ではただ造ったから、どっかから探して来てくださいと言うだけでは進まないのが企業誘致であり、また、研究室等の誘致でもあると思っておりますので、そういったことも総合的に考えて、とにかくあそこは山のままでありますので、山のままでは何議論しても前に進まないのが現状でありますどんなことを考えても。ですから、とにかくあそこを開発するというようなことでの今の質問でありますけども、そのことで考えておりますので、答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今回の補正に上がったものに対して、あそこを開発しないとなかなか進まないということをおっしゃったわけなんですけども、そうすると、この基本構想ができ次第、あそこは造成の方向で走るといふかね、造成の方向に向かうということでよろしいんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、今回、そういった開発許可の準備をしております、あと先ほど申し上げましたように、切り土と盛り土の関係とかがきちんとそういったのが整理されれば、そこで造成の方向に向かって進めていくような方向で、現在、関係省庁も含めて、県の方も含めて協議をしているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） あその場合は、最初の計画から切り土と盛り土で対応して平にして対応するんだと。外には一切その土砂は出さないという計画で始まっていますので、その切り土と盛り土の話を今出されても、ちょっと話が訳分からなくなっちゃうんですけど、やはりあの土地を有効活用して、今現在、川俣町は子どもも減っている、人口も減っている。そんな中でやはり住宅地を造成して他町村から人を呼び入れて、川俣町の再生、それがやはり復興につながってくるんだと思うんですけども、だから呼び入れることに前向きにもっともっと本当に土地を精練はね、あれ解体する解体工事出ているのかい、それじゃ。全然その精練だって山を造成するのに時間がかかると言うけど、その精練だってあの煙突壊して、家壊して、あと土壌がどうなっているか分からない。それをきちっとするためにはどのくらい時間か

かるか分からないんですよ。それよりはまっさらな山を崩して盛り土にしてしまった方が早い。あとは宅地を造成したってそんなにはかからないですよ、1年とかなんとかでできちゃいますよ、そんなのは。だから、やるかやらないかそこを決断して、そこなんだと思うんですよ。やろう、じゃ、やる。町長が一発決断すれば、みんな動くんだと思うんです、本当に。だから、西部工業団地にしたって、もうこの基本構想ができたなら、もう宅地造成の方に入れよと、私はもう企業誘致なんて言ったって無理だと思います。この不景気の中、特に川俣町はもう4号線からも外れている不便な土地です。そしたら、やっぱり浪江と飯舘と山木屋の受け皿になって宅地を造ると、人口を増やす。そっちの方向に向かった方が良いと思うんですけども、どうお考えですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 議員お質しのような内容で今、進んでおります。まず、1点、西部工業団地はとにかく開発しないと、いつも議論的であります。崩したり埋めたりすることは前から言っているから、それは分かっていることでありまして、ただ、期間が過ぎて許可の関係がありまして、今回、改めてということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

あともう1点、川俣精練であります。こちらの方も議員お質しのとおり、大変な事業が待っていると言いますか、あるわけありますので、それらについて今、国の復興交付金も含めて使うために、国の方と県の協議を重ねておりますので、これも私早くやりたいと思って今、おりますので、担当の方にはそういう指示を出しまして進めているところであります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 6番なんですけど、補償、賠償、まずはその町の賠償ですね。先日も、昨日も同僚議員も言っていましたけど、東電が11月ですか、出したやつには一律4万円と、あと妊婦さんと子どもさんには12万円というような数字を出しましたけども、これで終わりという、本当にまだまだ放射能の被害が続いていく中で、これで終わりという根拠、そういうことが私には全然理解できないんですけども、その辺のところは町としては、これからそういうことに対して、どのように取り組んでいくつもりですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 昨日、14番 遠藤宗弘議員にも答弁いたしました。私どもは今回出したやつは追加ということで、1月からのまだやっていなかった分ですね、それを8月までやるということでもあります。ただ、議員からのお質しでは、もうこれで終わると言っているということなんでありますが、我々はそれで終わられては困ると。まだまだ事故は私は収束していないと思っておりますので、ましてや川俣全体ではありませんけれども、まだ山木屋の皆さん方の避難解除もなっておりませんし、戻れない状況であります。そんな中で私どもの方の除染もまだ進んでおりません。山木屋以外の地区についても、来年まで間違いなくかかるわけがありますか

ら、そんな中でこれで終わりということは私はないということで、国の方に強く求めているところであります。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 議会の方もこれから強く要望していかなくちゃいけないのかなという感じで私もおりますけども、町長の方にも国の方にパイプが相当強いものがあると思いますので、国の方に強くその辺は訴えていただきたいと思います。

それからですね、これ本当に山木屋の住民の方々が苦しんでいると思うんですけど、もうだいぶ提示があってから財物補償もいまだやってない方、相当いるわけです。その承認の問題でですね。その辺は町としては名寄せを使ってやるべきだと議会は再三再四にわたって東電に言ってます。ですから、その町としても、その辺のところは十二分に考慮して、東電の方にね、東電さんからは議会とは話をしないとされているわけですから、町の方が積極的にその辺は議会の方の意見も加味しながら強く要望していただきたいと思いますと思うんですけども、どう考えていますか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、東電の方にも十分強く申し入れはこれからも続けていく考えでありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 本当に来年度の予算は、2年が過ぎて3年目なんです。震災から3年目の予算となります。大変な重要な私は年になるんだと思っています。本当に先ほども言ったとおり、これから町の復興に向けての今年は復興元年と言ったけど、今年は復興元年になってないと思うんだよね。さっぱり本当に前に進んでいない。そうすると、今年は土台づくりをやったので、そう言っちゃったんでは、いや、実際言ってね除染もある程度やってますし、あと子どもさんのためにも生き生きリフレッシュ事業でも走り出しました。だから、来年を私は復興元年として、いろいろな施策を充実させていく、幅広く充実させて町民のニーズに応えていくということを強く要望しまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（新関善三君） 次に、13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 訂正いたします。ここで休憩いたします。再開は11時10分再開いたします。

（午前10時55分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から私ども日本共産党や党後援会の方にお寄せいただきました諸要求や

願いの中から、先に通告していたとおり、大きくは３点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。具体的な質問に入りたいと思います。

自然エネルギー導入と農地除染の進め方について、まず、最初の１点目は、ＴＰＰ環太平洋経済連携交渉参加撤回の働きかけについてであります。農林水産省の影響試算によりますと、米、小麦等の１９品目が対象となり、直ちに関税が撤廃されます。国内農産物の大幅な減少により、今でさえも低い４０％という食糧自給率が、１４％程度に低下をしてしまうわけであります。国内農産物の生産減少額は４兆１，０００億円で、主食の米が約２兆円と言われております。損失額の約半分を米が占めるわけであります。農業の多面的機能の損失額が３兆７，０００億円、耕作放棄地の更なる増加により、環境機能景観の保持、水源の涵養などの農業の多面的機能が喪失します。ＧＤＰ国内総生産の減少額７兆９，０００億円、関連農産物加工業への直接的影響に加え、生産資材、飼料、農業機械等の製造業、運輸業など、地域経済に影響が波及してまいります。就業人口の減少ということで、食品産業、そのほか関連産業の生産額が減少し、地方を中心に３４０万人の就業人口が喪失するというふうに言われております。したがって、ＴＰＰに参加することにより、本町農業への大きな影響はもとより、地域の関連産業を含めた地域産業全体に対し、多大な影響を及ぼすことは明らかであります。断じて認めることはできないと考えます。町として、当然、本町の農業や地域産業を守る立場からＴＰＰに交渉参加撤回の働きかけを国及び関係機関等に行うべきであるというふうに考えるわけですが、町長のこの件についての所見をお聞かせいただきたいと思う次第であります。

２点目、脱原発を推進する本町にあっては、自然エネルギーの導入について積極的に取り組むべきであるというふうに考えられるわけですが、当然今後、建設される役場本庁舎はもちろんのことでありますが、町内の主な公共施設に太陽光発電の設置を進めるべきであるというふうに考えるわけですが、また、本町の自然を生かした小規模の水力発電などの設置も図るなど、早急に取り組む必要があるというふうに考えるわけですが、町の今後の具体的な自然エネルギーの導入についての具体的な取り組み方針についてお伺いしておきたいと思ひます。

続いて３点目、米の全袋検査と今後の農地の除染の進め方についてであります。本年は農地除染を実施しながら水稻の作付けに取り組んできたところであります。米の全袋検査の結果はどうだったのかお聞かせいただきたいと思ひます。また、当然のことではありますが、全袋検査、土壌検査などの結果を十分踏まえて、来年度の水田、畑の作付け方針、農地除染の方針などを出すようになると思ひますが、今後の来年度の作付け方針について、また、除染の取り組み方針についてお伺いしておきたいと思ひます。また、併せて来年度は耕作放棄地の除染にも当然実施すべきであるというふうに考えるわけですが、どのような取り組みになるのか併せてお伺いしておきたいと思ひます。

細部の質問最後になりますが、鳥獣被害対策についてであります。昨今、鳥獣に

よる農作物への被害が増加し、とりわけイノシシについては、イノシシを捕獲しても食肉に利用できないため捕獲が進まず、深刻化している状況にあります。本町の農業経営に多大な影響を及ぼしているわけであります。今後は、イノシシ1頭当たりの報奨金額の大幅な引き上げなど、被害防止対策の拡充強化はもとより、捕獲隊の方々への更なる支援が必要と考えるわけでありますが、更に併せて住民が避難している山木屋地区の鳥獣被害も大変被害が大きくなっているわけであります。駆除対策について取り組むべきであるというふうに考えるわけでありますが、町の今後の対策、対応についてお伺いをしておきたいと思います。

以上、大きくは3点ほどにわたっての当局の今後の対策、対応についてお聞かせいただきたいと思う次第であります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目のTPP交渉参加撤回を問う、の町として農業や地域産業を守る立場から、TPP交渉参加撤回の働きかけを国会及び関係機関等に行うべきと考えるが、町長の所見を問うについてのご質問でございますが、町村の多くは農山漁村地域にあり、文化、伝統の継承はもとより食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、日々の生活にとって極めて大きな役割を果たしてきております。このようなかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが私たちの責務であります。しかし、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化、人口流出、低迷を続ける経済情勢による税収の減少、基幹産業である農林水産業の衰退、これらに加え、本町においては原発事故による被害など、極めて厳しい状況にあります。先に、6番 菅野清一議員のご質問でも答弁いたしましたが、このような状況において、TPP環太平洋戦略的経済連携協定への参加となれば、農業のみならず、その他多くの分野でさまざまな問題を招き、地域経済、社会へ計り知れない打撃を与えることは明白と考えております。11月21日、全国町村長大会が開催され、その中において、地域経済、社会の崩壊をまねくTPPには参加しないことを決議いたしましたので、今後とも全国町村長とともに、国等へ強く主張してまいりたいと考えております。

次に、2点目、自然エネルギー導入と農地除染の進め方についての(1)、役場庁舎など町内の主な公共施設への太陽光発電の設置や本町の自然を活かした小規模水力発電の設置など、早急に自然エネルギーの導入を図るべきと考えるが、今後の具体的な取り組み方針はについてのご質問でございますが、昨日、14番 遠藤宗弘議員のご質問に答弁しましたとおり、国の補助制度を活用しながら費用対効果も含め、総合的に自然エネルギーの導入について検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)の米の全袋検査の結果はどうだったのか。また、来年度の作付け方針と農地除染の方針、耕作放棄地に対する除染の方針はについてのご質問でございますが、米の全袋検査につきましては、平成24年11月28日現在で、2万9,4

98袋の検査が終了いたしております。まだ検査場に米を持ち込んでいない生産農家の方々には、文書及び電話等で連絡をとり、20軒の農家の方々が検査を受けていないことを確認いたしましたので、これらの方々に早急に検査を受けていただくようお願いをいたしております。また、来年度の作付け方針は、今年度の農地除染作業と全袋検査の結果から、除染の効果は出ていると考えられますので、山木屋地区を除く他の地区における作付けにつきましては、県の関係機関と協議を進めながら、来年度の米の作付けに間に合うよう、生産者の方々に周知してまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地に対する除染に関しましては、国、県のガイドラインや対策等が全く示されておらず、国、県に対し、除染における耕作放棄地の位置づけ、耕作放棄地の除染対策、今後の具体的な対応内容及び実施計画に関しまして、文書にて問い合わせをしております。今後、これらの回答内容を確認のうえ、町における今後の耕作放棄地の対応について、決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の鳥獣被害対策についてのまずはじめに、報償金額の引き上げなど、捕獲隊への更なる支援拡充強化が必要だと考えるがどうかについてのご質問でございますが、先に、8番 菅野正彦議員のご質問で答弁いたしましたとおり、報償金や補助金等を総合的に勘案し、捕獲隊の皆様と協議を進めながら、支援内容やそれに伴い必要となる予算措置等について検討してまいりたいと考えております。

次に、住民が避難している山木屋地区での駆除対策はについてのご質問でございますが、議員お質しのとおり、山木屋地区では、イノシシの増加による農業施設に対する被害が深刻であるとの報告を受けております。一方、当該地区が計画的避難区域に指定されているため、原則立ち入りが制限されております。このような状況の中での対策としまして、今後の除染対策及び農業の再開等に向けた取り組みのなかで、国、県の関係機関及び生産者を交え、総合的な対応策として進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 何点かについて再質問させていただきます。

まず、最初に、T P Pについての町長から答弁があったわけですが、さきにも、私はこれ大変本町農業にとっても、これは本当に壊滅的など言いますか、今でさえもこの原発事故による被害、山木屋地区を今、失っているのです、川俣町は半分は農業これだめになっているわけですよ。更に、T P Pとかやられたのでは、これは本町の農業も壊滅してしまうというふうに大変私は危惧している、心配している次第でございます。その辺をですね、もっと私は、もちろん認識を町長はしているかとは思いますが、更に本当に深刻な状況の中でのT P Pなどと、これはとんでもないというふうに私は思うんです。その辺を特に政府はですよ、今後の政府の補助は50%に受給率を引き上げると言っているわけですから、今、40%の14%になるんですよ。政府の方針、国の方針も全くでたらめ、そうでしょう。だから、こ

れは断固許せないと、私は思っている次第でございます。とりわけ本町の農業だけではなくて、あらゆる地域の産業に大きな影響を及ぼしてくるわけでありますので、その辺ですね、町長に改めてこの辺の意思表示というか、反対の意思表示を明確にさせていただきたいというふうに思う次第でありますので、まず、最初に、その辺を町長に伺いたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁をいたしますが、T P Pの問題の深刻さについては、私どもも共通の認識に立っている思いであります。したがって、先の全国町村長大会においても、この決議をして反対ということを全国の町村長挙げて決議をいたしてきておりますので、これは川俣のみならず、全国の町村にも大きな影響を及ぼすという認識の下に立って活動しておりますので、これからもそんな中で私も強くこのT P P交渉参加反対についての立場を貫いていきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） ただいまご答弁をいただきました。今後はですね、是非ともあらゆる機会と言いますか場をとらえてですね、そのような町長の立場を明確にさせていただきたいと強く思う次第でありますので、要請をしておきたいというふうに思う次第であります。

2点目、この自然エネルギーの導入についてでございますけれども、もちろん役場庁舎もこれから新たに建築されるということでございますので、太陽光を導入すべきであるというふうに私は思うんでありますが、その辺どのように町としてどのようなお考えなのか、まず、最初に質しておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、自然エネルギーの関係で町としての考え方でございますけれども、まず、昨年の大震災の避難所受入れ時において、停電があったということで、やはり災害時における避難所における自主的な電源を確保する必要があるだろうということで、太陽光を基本に、また、発電機というの考えながらやっていくことが大切だろうというふうに考えておまして、それを計画的に設置できるように、例えば屋根の形状も含め、また、向きとか形状も含め、よく調査をしながら進めて行くことが必要であろうかと思います。また、小水力発電につきましても、今、スマートコミュニティの検討委員会の中で、町内全域も含めてやっておりますので、そんなことで考えておるところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

昨日も答弁いたしました、太陽光などの発電による積極的な再生可能な自然エネルギーを導入していく考えでございます。低炭素削減実現に向けた配慮した庁舎を考えてございますので、今後、基本設計、実施設計に取り組んでいきたいと思っ

ております。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 本庁舎はこれから改築するということですので、総務課長から積極的にという言葉をもらったので、町として是非とも太陽光などを設置する方向で進めていただきたいというふうに思います。更に、やはり昨年のときに、私も双葉の皆さんが私どもの方にいらっしゃったんですが、電気が来なくて停電でひどいめにあったんですよ。寒いべし、本当にこの停電、これ必ず地震に限らずですよ災害大雨やなんか川俣もいつも災害あるんですが、必ずこれ停電になるんですよ。それなので、学校、あるいは体育館、あと小島のふるさと館はもちろんなんですが、各地区の公民館などですね公共施設に私は積極的に太陽光などを設置して、まず、できるところから取り組むべきであろうというふうに私は考えるんですが、そのような設置するような方向でのやはり町としての計画なりなんなり、まず作って具体的に進めないと、いつまで経っても全然復興にならないと。原発はだめなわけですから、替わって自然エネルギーで川俣はこういう方向でやるんだというふうになっていかないと私はだめだと思うので、早く計画をそのようなまず、公共施設、もちろん個人の民間も含めてですよ、やはりそのような方向に取り組むべきであるというふうに考えるんですが、この件についてお聞かせください。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまは大変失礼しました。私の方で全体的な自然エネルギーの関係でございますが、やはりどこにどういう自然エネルギーを設置すれば良いかということでよく調査検討しながら、計画的に取り組んでいくことが必要かと思っておりますので、今後、計画を立てながら進めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） もちろん太陽光はもちろんなんですが、やっぱり我々の町はこのような山間部にあつて、このような自然的な立地条件ですよ。それを考えれば、やはり小水力発電とかも私は当然取り組むべきであろうというふうに思うんですよ。我々議会の方で産業委員会でも石川県の方に先だって行って来たんですが、私も見たんですが、私もこう勉強不足で分からなかったんですが、ダムを造って落差がないと、水力発電ってだめなのかなと思っていたら、とんでもない話で、今は水路の中に大体スクリーみたいに戻ってですね、発電できる、そういう小水力なんだよね。だから、どんどんこういう小水力のこれから開発されるだろうし、今もあるはずなんです。ですので、小水力なんかも積極的に、やはり場所なんかも公共施設はですよ取り入れながら太陽光と併せて、やはり私は進めるべきであろうというふうに思うわけであります。昨日同僚議員からも出されましたけれども、やはりその辺の自然エネルギー導入に当たっての、やはり町でこの議会の度にいろいろ同じような答弁しか出ていないので、私も大変やきもきしているんですが、やはりそのような計画に取り組む方針、私は方針を出せと聞いているわけだから、やっぱり

方針となれば計画をきちんと作って、そういうものをやはり示していただきたいんですよ。そのような方向で、先ほどちょっとあれだったんですが、川俣の顔というのは道の駅でしょう。だから、道の駅なんかには当然太陽光になるのか、小水力でも私は良いと思うんだけど、やっぱり川俣の顔となる道の駅あたりにやはり当然まず、導入すべきであるというふうに私は思うんですよ。だから、その辺もやはり町として何らかは考えているんでしょう。だから、その辺のまず、そういうものを計画を作って、方針を示していただきたい。その辺これ番度議会で皆さんから聞かれてもさっぱり進まないわけなので、やはり期限を切って本当に町長どうですかね。これいつまでも待ってられないですよ。もちろん除染もやらなきゃならない、環境を取り戻すにはね。けども、今後、新たな雇用対策も含めた脱原発でそういうものに取り組んでいかないと、立ち後れてしまうわけだから。町長のお考えを示していただきたい、取り組みを。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁を申し上げます。

昨日、14番 遠藤宗弘議員の質問にも答弁申し上げましたとおり、今、石河議員からお話し、そのようなことで伺っておりました。小水力を含め、太陽光を含めて再生可能エネルギーについての取り組みは今、重要なときだと思っております。そんなことで今、質問にありましたように、町でも前には例えば小水力について、峠の森どうだったべとかありました。また、太陽光についても、学校の校舎の屋上ですね、そこでできないかということで検討した経緯もございます。そういったことを含めて検討したことについて、取り組むことを前提にしながら検討して進めていきたいと思えます。また、そのようなことについても皆さんにもお知らせしないと、なんぼ言ったって何もやっていないと言われますので、そういうことをやって、後で報告させていただきますので、やることでこれから皆さんとの場を設けたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 今、答弁もらったんだけど、すぐに新年度になるわけだから、新年度の予算も組まなければならないわけだから、当然、新年度の予算に反映できるような自然エネルギーの取り組み、このような方針を作ってくださいよ。是非その辺を約束してもらって、来年度は取り組んでいただきたいと強くその辺も要請しておきたいというふうに思う次第であります。

あと、先ほども言いましたけども、特に避難所となっている学校とか体育館、公民館、やはりその辺はほんとに漏れなくですよ、まず計画に入れて進めていただきたいと、このように思う次第であります。その辺は強く要請しておきたいというふうに思う次第であります。

あと、全袋検査についてでありますけれども、残り20軒が残っているということでございますけれども、私はですよ、全袋検査をやる意義はですよ、すべての今年川俣町内で作付けされた米の最後の1袋残さず全部やらなきゃ、これは意味がな

いんですよ。ですので、これは最後の1袋まで責任をもってきっちりとこれは私はやらなきゃならないと思うので、まず、その辺をどのように対処するのか、まず、お聞かせください。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最後の1袋までということですが、産業課といたしましても、そのような形で取り組みをいたしまして、最終的な報告はまだしておりませんでしたけれども、12月7日をもちまして集配は一応閉じさせていただきました。それで、最終的には2万9,870袋、これが集まっております。それでですね、この前も述べましたとおり、電話等、はがき、そういうもので問い合わせいたしまして、また、どうしても通じないところは直接ご訪問いたしまして、現在は2軒まで減っております。2軒だけでございます。それに関しましては、一応ご本人様の方と直接お話しいたしまして、産業課の方にご連絡をいただきまして、農協等と協力いたしまして直接集配し、検査をかけて全部のやつの袋を検査終了したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） やはり心配されるのは、去年、いわゆる100ベクレル以上のものが出ているわけですね。そこについて、今年作付けしていないところがあるんですよ。作付けしていない。結局除染もやっていないということで、その辺を確認してですね、これは来年になるんだけれども、やはり来年度も引き続き除染はやると町では言っているんだけれども、やはりこの辺の農家も分かると思うんだ。だから、去年は作って米は引っかかっているんだけれども、今年作付けしないというところあるんです。だから、除染もしていないか分からない、しているかもしれない。その辺については、きっちりと各農家を押さえてチェックをして、来年度の除染に対応していただくという方向にしていかないと、やはりせっかくいろいろなことをやってても、なかなか風評被害もなくならないと思うので、徹底したやはり全袋検査と併せて、その辺も進めていただきたいと、その辺の対応について併せて伺います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年度100ベクレルを超えたところで、今年度除染をしないで100ベクレルを超えたところがございます。そういうこともございますので、それは私たちの方でちょっと調査不足だったりということも否めませんので、今年度、昨年度出ているものに関しましてもきちっと精査いたしまして、来年度はもし除染等、作付け等の問題もございますが、それを併せましてきちっと対処してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 併せてですね、やはり遊休農地ですね、もちろんこれ住宅もやる、周りの農地もやる、荒れている農地もやる、できれば山もやらないとほんとにこれ3・11以前のね、それでも私は戻らないと思うんですが、やっぱり遊休農地も大事なんだよね。その辺も町としてやはりこれは国の方に言っていたきたいんですよ。やはりきっちりとした除染をやらないと私はだめだと思いますよ。だって、農地は作っているすぐそばにその遊休農地あるわけだから、住宅の周り。その辺も是非国の方に町としてやりたいから、きっちり除染をやっていただきたいという方向に、町としてちゃんとした考えを示していかないと私はだめだと思うので、国の方針を待っているなどということでは、私はだめだと思いますよ。その辺の考え方。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問に答弁いたします。

ご指摘のとおり、町といたしましては、遊休耕作地も含めまして農地としてきちんと計画の中に組んでおります。その旨は今回、提出しました文書の中でもきちんとうたっておりますので、技術的なもの、あるいは生活圏、そういう形、あるいは農地としての位置づけ、そういう問題等で現在、質問等が明確に返ってきておりませんが、町としての姿勢としては、しっかりとそういったものも対処してまいりたいと主張して、きちんとしていただくように要望してまいりますので、今の現状ではまだ国が示されている形では、優先順位、生活圏、通常我々が立ち入るところの除染を優先しますという形しか示されておられませんので、答弁書にありますとおり、回答を待ちまして、きちんと町の方針等も示してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 鳥獣被害の方なんですけども、特にイノシシが私の小島地域なんか本当に田んぼの中だけでなく、土手がなくなっているので、本当に来年作付けするのに大変だなという状況になっております。そのような中で、総合的な対策でももちろん拡充する方向でという答弁はあったんですけども、やはり私は考えるに、これ原発があって、特に飯舘さんの方のイノシシがどどんうちら方に来ているんじゃないかと私は心配しているんですよ。だから増えた。私のところなんか、私の田代なんていうところは、すぐ隣が飯舘なんだからね。だから、当然これ来ていると思いますよ。向こうは餌がないんだから。だから、その辺は、私は十分な対策の費用も取って、これ損害を被っているんだから、当然請求したって私は当たり前だと思うんですよ。そうでしょう。原発前はもちろんいたけれども、これほどではなかったんだから。去年、今年とすごいですよ。先ほども聞いたけれども、山木屋ももちろんのこと。だから、山木屋のところは、それは避難になっているからそれは大変だろうけれども、やはり将来ね、帰って農業をやるには、住宅に住むには、やっぱり放置はしておけないでしょう、これ。だから、その辺も具体的に駆除を進めていただきたいと思いますので、予算の増額やなんかできれば私はイノシ

シについては1頭3万円ぐらいにしてもらわないと。だって、イノシシ捕って、2人がかりでそこで処分するだって半日もかかるでしょう。山の中だったら手でなんて掘れないわけだから、バックホーンでも掘れないし、あと焼却場に持っていくといたら、2人がかりで軽トラにつけて持っていったら、3万円ぐらいもらえなかったら誰も捕らないですよ。だから、その辺も私は具体的にやっぱりきっちり増額しながら、東電の方にそれこそ請求も考えながら、十分なる駆除対策を進めていくべきだと思いますが、その辺の考え、対応について。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご質問に答弁いたしたいと思います。

これは先にも述べましたとおりに、イノシシはまず、農作物への被害の防止という観点と、もう1点は、駆除、これは当然個体の駆除でございます。両面も総合的にという形で当然、檻、そういったもの、あるいは今まで使っている電気柵と、そういったものの助成金を増やしながら、かつ猟友会、あるいは捕獲隊の方々のご相談をしながら、どういう形の予算的な措置が良いのか、そういうものを含めまして駆除、あるいは防止活動を全面的な形で対応してまいりたいと考えております。

もう1点、山木屋についてでございますが、山木屋につきましては、ちょっと事情が違うのは議員のご指摘のとおりでございます。ただ、山木屋は現在、除染等を進めております。ですから、除染等を進めながら、かつ農業の再開という形も進めなくちゃなりません。今、農林省との方も、若干の協議等を私らも受けております。ですから、農業を再開するためには、じゃどのようなことをするのか。農業をやるために、じゃどなたがどのような形ですするのか。その中で農地の当然のことながら整備及び農業、それに伴う施設、そういったものを総合的に整備しなければ、実際、帰って農業できないわけですから、そういう意味の中におきまして、現在、荒らされている耕地、施設、そういったものの対応を考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 鳥獣被害については、当然、ただいま私お話ししたようなことでありますが、あと当然、農業委員会の方で具体的に建議が毎年やっておりますが、今年もこの駆除についても具体的なものが出てくるだろうと思います。町長是非農業委員会の建議を十分にお聞きいただいて、来年度の予算に反映すべく対応をしていただきたい。このことを最後に申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、4番議員 嶋原利光君の登壇を求めます。嶋原利光君。

○4番（嶋原利光君） 4番 嶋原であります。今年も残すところあとわずかになりました。都会にもイルミネーションが輝く季節になっても、電気を供給してきた福島県、平成23年3月11日、東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故以来、避難区域に指定された多くの家には、灯りはともっておりません。一緒にいるはずの家族は、離ればなれのまま2回目の年の瀬を迎えようとしております。一日も早く我が家の灯りの下で集う団らんを願って、先の通告書に従って大きい数字4点につ

いて、質問をいたします。

まず、1点目であります。防災訓練の計画はあるのか。東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故から2年になろうとしています。町は防災訓練の計画はあるのか。

2点目、救急医療病院群輪番制についてであります。現在、伊達地方病院群輪番制に加入しているが、本町は地理的にも医療圏は福島市である。福島市の救急医療病院群輪番制に加入すべきではないかと思います。

大きい数字3番目であります。食育の運動の推進であります。食は命をつなぐ大切なものであり、その人の人生を決めるとも言われています。単なる栄養バランスではなく、心も豊かに育んでくれる食の尊さ、そして、食品の安全性や正しい情報を得ること、知識を養うことが、食育のあり方だと考えます。食育を推進するには、子どもたちから食育の大切さや料理を作ることの楽しさを伝えることが重要です。そこで中学校、小学校の高学年に、年に3回くらいを弁当の日として取り組みをしてはいかがでしょうかと思います。

大きい数字4番目であります。中層町営住宅にエレベーターの設置をであります。高齢者に配慮するとともに、入居者の利便性を高めるため、エレベーターを設置すべきではないかと思います。以上、4点について質問をいたします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 4番 嶋原利光議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目の防災訓練の計画はあるのかの東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故から2年になろうとしているが、町は防災訓練の計画はあるのかについてのご質問でございますが、防災訓練を実施するに当たっては、従来の防災訓練の内容と合わせて、今回経験した原子力災害への対応も兼ねた内容とする訓練が必要であると考えております。また、現在の不安定な冷温停止状態を揺るがしてしまう事象が起きた場合の川俣町に及ぼす被害も想定する必要があります。このような場合、当然、ヨウ素剤の服用、屋内退避、そして広域避難といった回避手段をとらなければなりませんので、これらに対応する訓練が必要となってまいります。ようやく国の原子力災害対策指針が示され、本町も県の暫定的重点区域の指定を受け、原子力災害が及ぶ地域として、地域防災計画に原子力災害対策編の策定が義務付けられることとなりました。このことにより、平成25年3月までに原子力災害対策編を策定することとなりますが、今回の国の原子力災害対策指針は、正常に稼働している原子力発電所に重大な事故が発生した場合を想定した内容であり、既に事故を起こし、いつ再発するか分からない致命的な損傷を負った不安定な冷温停止状態の原発の事故再発を想定したものではありません。この特別な状況にある福島県の原子力災害への指針は、今後、検証を重ねながら随時示すものとされております。このため、原子力災害対策編の策定は基本的な大きな枠組みを定めた内容とならざるを得ず、ヨウ素剤の使用、避難先の選定、避難手段の確保といった核となる具体的基準は、平成25年度以降となります。したがって、本町が防災訓練を実施

するに当たりましては震災に加え、原子力災害に対応するための訓練は必須であると考えますので、平成25年度に国で示される福島県の現状を踏まえた指針を具体的な数値と基準の内容を見極めて、効果的な防災訓練が実施できるかどうかを判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目の救急医療病院群輪番制についての本町は地理的にも医療圏は福島市である。福島市の救急医療病院群輪番制に加入すべきではないかについてのご質問でございますが、議員お質しのとおり、福島市の救急医療病院群輪番制への加入は必要であると考えております。現在、川俣町は、昨年10月に発足した伊達地方病院群輪番制協議会に加入しております。この伊達地方病院群輪番制協議会には、伊達市、桑折町、国見町及び本町と、救急医療体制における第2次救急医療施設、いわゆる休日、夜間の救急患者搬送を受け入れる施設である3病院の済生会川俣病院、公立藤田総合病院、北福島医療センターが加入しており、3病院において、伊達管内における輪番制を構築し、構成市町の救急患者の搬送を行っております。この協議会において、今回の伊達地方の輪番制の構築は、広域化へのステップとして位置づけており、今後は福島市との連携を図り、県北地域の救急医療体制を確立していくことを申し合わせております。こうしたことから、福島市と伊達地方が連携した広域での輪番制構築を目指した連絡会の設置に向けて、県北保健福祉事務所とともに協議を進めていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の中層町営住宅にエレベーターの設置をの高齢者に配慮するとともに入居者の利便性を高めるため、エレベーターを設置すべきではないかについてのご質問でございますが、本町にあります町営住宅の中層住宅は全部で5棟あり、全て5階建てであります。いずれも昭和の時代に建設されたものであり、エレベーターは設置されておられません。町といたしましては、老朽化する町営住宅の長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減、年度毎の事業量の平準化等を図りながら、安全で快適かつ高齢化社会に対応するための町営住宅の供給確保を目的といたします。川俣町公営住宅長寿命化計画を平成25年度に策定したいと考えております。計画の策定にあたりましては、住宅の長寿命化、機能向上、バリアフリー等を考慮しながら策定する予定でありますので、エレベーターの設置につきましても、その中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、ご質問の第3点目、食育運動の推進について、中学校と小学校の高学年に対し、年に3回程度弁当の日の取り組みをしてはどうかとのお質しでございますが、議員既にご承知のとおり、国は平成17年6月に食育基本法を制定し、21世紀に生きる日本人の食文化の継承と食生活の改善及び食の安全性の確保の観点から、本法律の制定がなされたものと理解をいたしております。法の前文には、「子ども達が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であり、食育は生きるうえでの基本である。」と、食育推進の重

要性がうたわれておるところであります。町教育委員会といたしましては、食育基本法の精神をしっかりと受け止め、平成18年度より町内の各幼稚園、小中学校において、食育教育基本計画を策定し、年間を通して食育教育を推進しているところであります。具体的な指導内容につきましては、1つに、米や野菜等の生産者及び食にかかわる人々の様々な活動にささえられているという、これに対する感謝の念や理解を深めること。

2つには、安全安心な食材の選択及び栄養バランスの取れた食物等の摂取の重要性を体験を通して学ぶこと。

3つには、児童生徒が献立を自ら考え、実際に調理を行い児童生徒相互に評価しあうなどの学習内容であります。また、これらの学習を通しまして、学んだことを児童生徒のアイディア献立といたしまして、町の給食センターにおきまして、これを実際に調理していただき、飯野町、川俣町の各学校に提供するなど、児童生徒の発達段階に応じた食育教育を推進しているところであります。なお、食育教育につきましては、幼児、児童生徒のみを対象としているのではなく、保護者を対象とした栄養士及び栄養教諭による食育講演会等を毎年開催し、子どもと子どもを持つ父親、母親総ぐるみによる食育教育を推進いたしております。議員お質しの中学校、小学校の高学年に年3回ぐらいを「弁当の日」として取り組む考えはないかのご質問でございますが、児童生徒が自ら主体的に考え行動することが、最も重要視されている学校教育におきましては、特に共働き家庭の多い本町の現状を踏まえますと、児童生徒が自ら栄養バランスを考えた食材を調理し、これを弁当として持参する運動は、食育教育を推進するうえで、極めて有効な取り組みの1つと考えております。本町におきましては、給食提供のない日、いわゆる弁当持参の日に、児童生徒が自ら弁当を作り持参している例は比較的多いとの報告を受けておりますが、学校全体として取り組んでいる状況には至っておりません。いずれにいたしましても、議員ご質問の弁当の日を特別の日として設置することにつきましては、食育教育の推進上、意義のあることと理解をいたしておりますので、その趣旨を校長会等で十分説明し、実施するかどうかを含め、鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。
(正 午)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。
(午後1時00分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 質問を続けます。嶋原利光君。

○4番（嶋原利光君） 質問をさせていただきます。

それでは、2番目から再質問をいたしたいと思っております。これ救急医療病院群輪番

制の問題ですが、地域医療対策協議会というものがあるみたいなんです、これには地域保健医療検討委員会ということで、この辺では県北では福島市、伊達市、二本松市、消防本部では3消防本部、あと病院の代表ということなんです、この協議会は、21年に1月27日に私資料をもらっているんですが、その後、開催されていますかどうかお答え願いたいと思います。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

お質しの地域救急医療対策協議会につきましては、地域の保健医療圏ごとに設置をされておりまして、県北地域救急医療対策協議会につきましては、県北保険福祉事務所が設置の窓口となりまして、ただいま質問の中身にありました構成員の下に開催をされておりますけれども、例年2月から3月の開催ということで定例化をされておりまして、21年度の方も定例的に開催をされてきておりますけれども、本年度につきましては年が明けて2月、ないしは3月に開催予定ということで、保健福祉事務所の方から回答をいただいたところであります。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） そうしますと、これなかなか対策協議会というのは、大切な私協議会だと思うんですね。これ県でやっていることです、構成員以外の町村は黙っているとえば黙っているしかないと思うんですが、やはりこれ将来的には、やはり全部伊達郡だって、桑折、国見、川俣だってみんな生活しているわけですから、消防本部が一緒だと言いながらも、やはり保健事務所に掛け合いながらやはり全部の自治体が混ざって協議するべきだと私思うんです。ここでどうこうと言ってもこれ判断できないと思いますが、そういうことも県の方に働きかける考えはございますかどうか。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

現在の構成員で市町村につきましては、県北の対策協議会の構成員では、福島市と伊達市、二本松市の3市のみとなっておりますので、お質しのような考え方で今後、働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 分かりました。皆さんなかなかこの病院群輪番制などというのは聞き慣れない言葉だと思うんですが、これ福島市、二本松市では、数年前から実施されていまして。単純に言えば、日曜の休診、夜間の医者、職員を確保するためにこれ自治体が補助したという制度でありますね。伊達郡は、この制度は取り入れなかったということで、なんで伊達郡の方に作れと言われたのかは、私もいきさつ分かりますが、福島市では21年度に7,500万円を福島市で投入して、1,600万円は交付税で来ますけれども、そういう中で実施しているわけですね。安達郡

で言えば、二本松は二本松単独で措置しているわけですよ、3,100万円。それをこの輪番制をやって他町、例えば川俣は福島に行くわけですね。そうすると、なんだと、おらほではこれだけ医師を確保して市税を使って確保しているんだよと。お宅ら方では何も負担していないでしようということ、じゃ伊達郡でも作りなさいよと。作ったら、あと加入の話し合いをしましょうということで、去年の4月に伊達郡の輪番制を作ったんです。残念ながら震災があったものですから、10月に発足したというような実例がございます。それで、伊達郡に加入しているわけですが、川俣町から藤田病院、あと北福島医療センターに行きますね。どのくらいの方が川俣から搬送されているのか、その辺のデータは分かりますか。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

22年度までの実績で、この病院群輪番制を立ち上げる際に、事務局の方から示された搬送につきまして、あくまで病院群輪番制ですので、ただいまご指摘いただきましたように、平日の夜間、それから土曜日の午後、休日にかかる搬送になりますけども、この時点で287人川俣町の方が救急搬送あった中で、そのうち福島市の輪番制を組んでいる病院に203人、済生会川俣病院に83人、北福島医療センターに1人ということで、公立藤田病院はなかったところであります。割合にしますと、福島市の輪番制の病院に約7割、済生会川俣病院に3割という状況になっております。以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、課長からお答えあったとおりでと思うんですよ。やはり川俣町は、これ地形的にもほとんど藤田病院や北福島医療にはほとんど0に等しいと私も思っております。それでですね21年度で伊達管内だって47%が福島市の医療群の方に運ばれているわけですから、やはりそういう点からいって、たとえ川俣に済生会があったって、済生会は外科もやっていないですから、ほとんど内科的なものが運ばれております。これがやっぱり外科的なものは、これは川俣では処置できません。必ず私は福島に行けと言います。医大は第三次病院ですから、これは研究機関でありますので、いつでも入れるということは、私はできないんじゃないかなと思っています。そういう点からもいって、やはり一日も早く連絡会でも作ってですね、福島市さんの方に加入した方が私は税金の無駄遣いじゃないんじゃないかなと思うんですが、その辺いつ頃話し合いする考えがあるのかどうかお聞きします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

今後の福島市との連携につきましての質問でございますけれども、先月11月9日に開催をしました伊達地方の病院群輪番制協議会、これにつきましては、伊達市と桑折町、国見町、川俣町すべての輪番制を組んでいる市町が入ってございますけれども、伊達地方の各市町の首長と病院群の院長が構成員となっている協議会でありまして、この中で先月開催した協議会で町長の答弁にもございましたとお

り、県北保健福祉事務所が窓口となりまして、福島市との連携、広域化に向けて進捗を図ることとなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） これ町民の命にかかわる問題でもあります。早急に連絡会、という形でやるのか私は分かりませんが、保険事務所と話し合いをしながら、やはり早急に川俣も高齢化が進んでおりますので、やはりなるべくならば便利の良い福島市の医療機関の方に搬送されるのを望んでいると思いますので、一日も早くこの連絡会を立ち上げて、やっぱり土俵に上がるべきだと私は思うわけでございますので、早急に対策をとっていただきたいと思います。この件については、この辺で終わります。

2番目ですが、防災訓練の計画はあるのかということです。皆さんもご存じのとおり、1年9か月、今日なったわけでございます。その中で自然災害というのは恐ろしいと思うので、先週の金曜日7日、5時18分ですか、また震度4という地震が起きたわけですが、町としてはあの地震の日に3月11日の教訓を得ながら、どんなような対応をしたのか。あともう1点、県あたりからどういうふうな連絡が来たか、その辺分かったら教えてください。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

7日の5時18分に震度4の地震がございました。それで、役場として警戒配備体制をとりまして、各課長等が施設等の確認をしております。確認をしたところ、被害については一切なかったという報告をいただいております。7時5分に待機の解除をしております。県の方からは、県の方に6時に異状なしの報告をしております。7時20分には解除ということで、県の方から連絡がございました。

以上でございます。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 幸い被害もなく結構だなと思っておりますが、これ忘れた頃に災害はやってくるという、正しくそのとおりだなと私は思うんですが、本町も3月11日は未曾有の災害ということで、かなりいろいろ人的被害はそんなになかったんですが、建物の損壊とかそういうのがかなりあったわけです。残念ながら、川俣町には双葉郡の方から避難者が6,000人も来て、自分のことより避難者のほうの対応の方を重要視したみたいで、実際的には川俣でも一人暮らしの方は、飯も食われないような状態でいたわけなんですね。そういう人たちのことの対応もこれからはなきゃならないと思うんですが、防災訓練ですから別に総合防災訓練、県北行政事務所振興局ですか、各種団体を集めて数年に1回やる、あんな防災計画でなくとも私は結構だと思うんですよ。去年の3・11の教訓を得ながら、町としてはどういう訓練をするかということは、何か考えているかいらないのか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

平成21年に県北地方防災訓練及び川俣町地域防災訓練を実施してございます。
そのときには、東北地方に激しい地震が発生したということと、火災が発生したということで防災訓練を行っていましたが、今後はそれに加えて、原子力関係も加えて防災訓練を行いたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 原子力も防災計画に取り入れるということですが、県も地域防災計画の修正案を出しているし、今回、補正予算の中にも川俣町地域防災計画策定業務委託が入っています。この中には防災計画町のありますが、この中にはこれまでの平時のような防災計画でありまして、原子力は入っていない。どこの恐らく計画の策定の中にも、今、課長が言ったとおり、やはり原子力対策に対するものが今度は盛り込まれるのではないかなと私も思うわけでございます。そうしますと、さっきの町長の答弁の中にも、ヨウ素剤の使用とかいろいろございました。それはそれで意義あることだと思います。ただ、やっぱりこの間のような7日の地震が起きると、我々自身もアッと、今、4号機なんなのやってますけども、あそこにクレーンがあるわけですよ。クレーンが落ちて、もしかしてプールになんか落ちたら、もう1回出てくるんじゃないかと思って、ほとんど川俣町の人たちも、そういう人たちがいたんですよ。そういう情報というのを発信しないと、県だってスピーディを隠す県なんだから、だれに頼ったら良いかと。だから、これから一番大切なことは、やはり町民の安否確認も必要なんですけど、そういうふうな訓練も私はやるべきだと思うんですよ、民生委員の人が、今は安否確認するんだと言っておりますが、前からも同僚議員からも言われましたよね。民生委員の人は、隣のおばちゃん3軒見ていけばいいけども、自腹で何十軒も見ている方もいるわけですから、やはりそういう訓練ですね。やはりそこからやるべき、呼び掛け訓練とか、そういうふうな別にヘリコプター来てバタバタやるような訓練じゃなくてね、ほんとに地道な訓練が私必要だと思うんですよ、川俣町にとっては。その教訓をやはり3・11の教訓をどのように考えているのか、その辺当局の考えをお聞かせください。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

3月11日の被災に対して、初動の体制のあり方についていろいろ大きな課題がございました。防災体制について、なかなか本部を設置したり、想定した準備が思った以上進まなかったというふうなこともございますので、そういったことを考えながら、今後、地道な訓練をやっていききたいというふうに考えてございます。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今、地道な努力をしてやるということなんですけど、いろんな訓練があるんですよね。例えば招集訓練、図上で訓練するのもできるわけですよ。例えばもう1回原発の事故があったと、川俣の町民をどこに避難させるのか、どういうふうにするんだと、そういう図上の訓練もできるわけですから。人を集めてやる

のが訓練ばかりじゃないんです、そういう訓練も日ごろからやはり行政としてはできると思うんですよ。そういうことをやっぱり地道に私はやっていかないと、なかなかいざとなったときにじゃどうすっぺ、ああすっぺとアップアップするようになるのが災害の実態でございますので、そういうふうな図上訓練でも結構ですから、やはりそういうふうな訓練もこれからやっていただきたいなと思います。私もこれ川俣町防災計画見せてもらいました。すばらしい防災計画入っております。中にはいろんな一人暮らしの対策、本当にこれこのとおりできるとすばらしいあれだと思っております。1つ事例を挙げますと、これも訓練の結果かなと思ったんですが、役場の防災計画のトリアージ、皆さん聞いたことがないと思うんですが、昔あのちょっと今の災害とはちょっとこういう訓練をやっていたら、なかなかそういうときに対応できるんですが。昔浪江町の公民館で子どもら20人だか30人、小綱木で事故起きましたよね。あのときも川俣町教育委員会と保健婦さんというのは、すばらしい対応をしたんですよ。あれは専門で訓練しているからですよ。あれはやっぱり訓練の成果だと思って、ちょっと話しますけども、浪江の子どもたちが、たまたま夏休みだったと思うんですが、小綱木の小学校の昔の、今は振興公社になってますが、あそこの前でマイクロバスの正面衝突がございました。大した大けがをした子どもはいなかったんですが、心のケアですね、これが大変だったんですよ。そのときに出たのが、教育委員会の先生方とか、保健婦さんがすばらしい対応をしました。子どもたちは元気でおびえることなく心のケアもさっとして帰ったんです。あれもやはり皆さんも保健婦さんも訓練している、教育委員会も子どもの心のケアをしてということだね、私それは訓練の成果だと思うんですよ。それで、トリアージってあるんですが、これは例えば今回のような震災の場合に、傷病者が出たときに、例えば1番の人は血を出しているけどもどうだと、2番目は何も出血していないけども、どっちが優先順位を付けるかというのをやるわけですよ、災害時には。これトリアージ、町の防災計画にもちゃんと書かれているんですけどもね。災害時のトリアージ、治療の優先順位による、すばらしいこれやっぱり整備されているわけですよ。ところが今はですね、東日本大震災以来、国ではプレトリアージということ言われているんですね。これは傷病者でない方も一斉に入ってくるわけですよ。役場とか保健所とか、例えば川俣だったら保健センターとか、そういうときに、この方は正常なのか、正常でないのか、それが大切ですね。今、日本赤十字社あたりでは、そういう訓練をやっているんですよ。そういうものも取り入れてですね、けがしたトリアージばかりじゃなくてやっていった方がいいんじゃないかと思いますよね。それで、やはりそういう小さいことでもいいですから、やはり役場の中でもできる範囲の中で、そして、町民を安全、安心に避難させるとか、そういうことについて、やはりこれから検討していただきたいと思うわけでございます。それで3月11日で2年目を迎えますので、その前でも何か訓練やるご計画はございますか。例えば訓練ね、教育講演会って、私訓練だと思うんですよ、災害に対しての。そういうものだって私はいいと思うんですが、何かやった方

が良いと私は思うんですよ。町に何かする考えがあるのかどうか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

来年の3月11日で2年になるわけですが、それまではちょっと今から計画しても無理かなと思いますが、最初から無理だと言っては申し訳ないんですが、そういうことを計画しながら、早い時期にやりたいと思っております。

○議長（新関善三君） 嶋原利光君。

○4番（嶋原利光君） 大変3月11日、本当に町の方も大変だと思います。降って湧いたような放射能問題でいろいろ大変だと思います。これはやはり町民の命にかかると問題ですから、やはりできることは早くやると。常に町民の安全、安心のためと言っているんですから、やはりそういう訓練もやっておいた方が良く思うんですよ。できることの訓練、できないことはできないんですから、できる訓練からでもいいですよ。私先ほど言ったように、行政連絡員の方に行政区の連絡員の中には何人お年寄りの方がいますかと、おばちゃんどうだい、おんちゃんどうだいという、結構呼び掛け訓練だって私は訓練だと思うんですよ。そういうこともやはりやるべきだと思います。考えておくというから考えておくんですけど、なるべくこういうのは災害でございますから避けて通れないので、一刻も早くその対応をすべきだと思います。以上、これはこの辺で終わりたいと思います。

続きまして、弁当の日ですか、それに対して、私再質問させていただきます。先ほど教育長さんの方からすばらしい明解なる回答をいただきました。本当にすばらしい回答だなと思って感心しております。この弁当の日、別に給食がだめだとかと言っているわけではないんですから、あの誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。この弁当の日というのは、これ香川県の今から11年前、綾川町立滝宮小学校というところの校長先生がですね竹下和男先生という方が提案されてやった弁当の日でございます。近隣では旧伊達町が数年前から取り入れてやっております。JAと協賛しながらやっております。これ決して何も給食やっているなら弁当の日なんかやることないべというのは、ただやはり子どもがですね、いつまでも子どもでいえないわけですね。大きくなったら親にもなります。今度は、自分が逆の立場になりますね。そうすると、先ほど教育長さんから言われた食育教育の中で、のとおりなんです。それで、食育基本法の中で、これ教育委員会さんは知っていると思いますが、第5条には何が書かれているのかひとつ伺いたいんですが。

○議長（新関善三君） 教育次長。

○教育次長（仲江康宏君） ご質問にご答弁を申し上げます。

食育基本法第5条にかかるご質問でございますが、第5条は見出しにおきまして、子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割についてうたわれております。第5条、食育は、父母、その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行うものにあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の

推進に関する活動に取り組むこととなるよう行われなければならないと定められております。以上、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 正しくそのとおりでございまして、やはり給食を担当する教育委員会でやっぱりきちっと食育基本法もしながらやっている、私は素晴らしいことだと思っています。今、全国で一昨日現在、子どもが作る弁当の日の実施校、全国合わせて1,181校で実施しております。なお、本県は今は避難しておりますが、飯舘の白石小学校、草野小学校、飯樋小学校、近隣では伊達小学校、伊達中学校、伊達東中学校でやっていますよね。これが今、実施しております。全国で今どんどん増えていくような感じでございます。今回のこの弁当の日、ただ弁当を作るんじゃないかと。これから子どもの食育の教育だと私は思うんですよ。それで、かなりこれ最初のころは父兄からも、なんでこんなことをやるんだと、忙しい思いをしてなどと、こうやってだいぶご批判があったようでございますが、いろいろこれ一問一答式だからあまり私ばかりしゃべってはいけないとは思いますが、なかなかこれこういう問題一問一答式って難しいんですよ。やれ、やんなという話で。ただ、私資料を持っていますので、できればこういう話をお聞かせしたいなと思って持ってきたわけでございます。ある父子家庭の方は、弁当の日にだいぶお父さんが反対しました。担任の先生が何回言っても、なんでこんなことをやるんだと、おれは家にいるのはおれだけなんだと言って、娘さんと別れた奥さんどこに行って、この旦那さん、なんでこの弁当の日あるんだと、おれさ料理を教えてくださいと別れた奥さんのところに行ったそうでございます。それが因果でしょっちゅう今度ね、奥さんと娘さんと旦那さんと会って食事をする。食というのは、人間やっぱり楽しみだなと、そして、良い教育だなと、私はそう思うわけでございます。ある保育園の茶髪のお母さんが、たまたま講演会に竹下先生という本を買ってですね、今まで弁当も作っていない母ちゃんがですね、そしたらこれ次の日から子どもに弁当を作ってくっち、子どもは喜んだわけですね。うちのお母さんに作ってもらった、私が作ったんだとみんなに見せびらかして、先生にも見せて食べたという、こういうほのかな話題があるんですね。やっぱり人間食えることが嫌いな人は誰もいませんから。それでですね、やはり今回、震災ありました。その震災にやはり例えば子どもだって1人になったら、親が今まで作ってくれた。しかし、今度誰もいなくなったら自分で作らなければならない。そうすると、やはり今度弁当の日、自分で作るという弁当の日というのが私は生きてくるのではないかと思うんですね。これは昨年3月の大震災で気仙沼の皆さんも見たと思うんですが、この小学生の子ども、私この写真見たときには涙出ました。お父さんだか分からない、これ焼酎の宝っ子のかい焼酎のペットボトル持って水たんがいてね、やっぱり生きるために必要なんだという典型的なあれだと思いますよ。そういうふうに災害にも強くなる、そういうふうな子どもさんをこれから私ら大人の世界で育てなきゃならないんじゃないかなと私は思っております。福島県では、今、朝食ですか、朝飯コンクールというのをや

っていますがね。本町でも21年には富田小学校が学校賞をいただいていますよね。今、社会的にも問題になっています、朝ご飯を食べてこない子どもがいると。そうすれば、弁当の日を制定すれば、朝ご飯も自分で作ってくるのではないかと思いますので、是非とも教育長さん弁当の日、川俣町でもあるようでございますから、是非とも前向きにやる考えをひとつ力強いお言葉をいただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

ただいま鳴原議員におかれましては、弁当の日の具体的な事例を通して母親と子どもたちのいわゆる親子関係が改善したと、そういう大変良い事例をご紹介いただきまして誠にありがとうございます。先ほど校長会を通して検討をさせていただきますというご答弁を申し上げた中には、実は今、議員さんがご発表になった事例等のこともございまして、私あの十分に検討させてもらいたいという答弁を申し上げました。その理由について申し上げます。今、川俣町におきましては、離婚率が非常に高うございまして、これはあまり発表しないでこまできたんでありますが、例えば朝食を準備してもらえない、そういう家庭、あるいはまた、再婚をして年齢の違った小さい子どもが生まれて、午前中、その幼児の保育のために学校を休んでいると、そういうようないろんな家庭が実はございます。これらの子どもたちにどのような配慮をしながら、この弁当の日を設定していくかについては、学校のやはり主体性がございまして、そういう子どもたちに対する配慮も必要でございます。そういう意味からこの趣旨は非常に私も賛成でございますので、学校の実態に応じてどの学校ができるのか、どの学校がどのようなその指導を通して、それをクリアしていくのか、これらを含めて検討させていただきますので、ちょっと時間を賜りたい、このように思います。趣旨は私賛成ですので、実践に向けて努力をしてまいります。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 確かにそのとおりだと思います。それですね、やはりあのただ弁当を作るんじゃなくて、弁当には弁当箱を作る人もいる、卵焼きには鶏を育てて卵を生産する方もいる、野菜を生産する方もいる、そういう感謝の気持ちが、私はこどもの心の中にも出てくるんじゃないかと。それが一生大人になっても、私は出てくるんじゃないかと思うわけでございます。決して私は英語教育が悪いとか、国語教育が悪いとかと言っているわけではございませんので、人間はおぎゃあと生まれてからお母さんのミルクを飲み、物を食べて成長して知能も発達していくわけでございます。ひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。中層町営住宅にエレベーターの設置でございますが、本町の中層エレベーターは昭和の時代に建設されて、当時は5階でも建築物基準法からいけば、エレベーターは設置することないということで義務もございませんでした。これはそのとおりだと思うんです。今では3階以上に

なればエレベーターを設置しなければならないんですが、また、これも公営住宅というのは入居者の基準がございますよね。なかなかみんながみんな空いているから入れるというわけにはいかないんで、やはりいろんな方がいるわけです。元気な方がいれば、ほとんど元気のない方もいる。そういう中で町のあれでは、1階、2階は高齢者を本当は入れるんだと言いながらも、そのとおりにはいっていないですよ。そういう状況です。それでですね今、全国でやはりこの問題があるんですよ、いっぱい。私も調べてみました。そしたら、既存の中層住宅にエレベーターを設置しているところかなり今やっているんですよ。どこの自治体だって同じだと思うんですよ。東京にいたって、1年に1つは年とるんだし、川俣にいたって1年1つしかとらないんだから、やはり都会に行けば、そういうことはやっぱりどんどん先先行っているんですが、町ではそういう考えありますか。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 4番 鳴原利光議員の質問にお答えいたします。

まあいろんなところで町営住宅のエレベーターの建設をやっているということで、町に考えはあるのかということでござりますが、そして、川俣町ずいぶん古い公営住宅がずいぶんござりますが、川俣の場合も25年から38年、建設してから経過しております中層住宅でありまして、その中で既存の住宅を活用し、安定供給をしていくためにですね、定期的な修繕、改善の計画を作らなければいけないと考えております。いわゆるそういった町営住宅の長寿命化計画というものをこれから作っていかなくちゃいけないというふうに考えておりまして、エレベーター設置の計画につきましても、その中でエレベーターの設置改修が行われるような機械かどうかなどを診断しながら、その計画の中に組み込めるかどうかを検討してまいりたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 川俣町25年には、公営住宅長寿化計画だっけか、やる。建物はかなりこれお年寄りになっているんですね。町は減価償却などということをしてないから、壊れるままやっているわけですね。やはりこういうものを今やるより10年か20年前に長寿命化計画立てれば良かったんじゃないかと思いますが、そこでですね今度これ国で地域主権改革一括法が来年の4月から施行になりますよね。それは川俣町の該当になりますか、条例化しなきゃならないんですが、そういうこと該当しますか。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

公営住宅の方の部分での地域主権改革一括法の改正ということでござりますが、当町でも該当しまして、来年の3月議会に改正をお示ししながら、4月に向けてやっていきたいというふうに考えております。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○議長（新関善三君） 鳴原利光君。

○４番（嶋原利光君） 私、総務課長から答弁いただけるのかなと思って期待していたんだけど、建設課長、この中身は確かに建設課長答弁しても構わないんですが、この中にいろいろ一括法の中にあります。公営住宅の入居の要件出てきますよね。今の今度は地方自治体独自で入居の要件を作られると。今の公営住宅法の中でやらなくともできるわけなんです、そうすると、これから条例３月議会に出すということでございますので、どの辺まで変わるのか私もちょっと分かりませんが、早くこれ条例化した方が良いんじゃないかなとは思うわけでございます。そこで、今、各全国の自治体では、社会資本整備総合交付金を活用してやっているわけですね。その中でいろんな支援があるわけでございますが、その中にも公営住宅整備事業機関事業があるわけですね。地域住宅支援ということで、そういうことも私は活用してやるべきだと思うんですが、そういうお考えはあるかどうか。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

先ほどの答弁の中での長寿命化計画ということでございますが、２５年度に計画をしております、それが社会資本整備総合交付金の事業、議員ご指摘のその事業を使いまして要望して計画を策定してまいりたいというふうに思っておる次第でございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 嶋原利光君。

○４番（嶋原利光君） 交付金事業を活用してやりたいと力強い答弁で、５棟あります川俣町の中層住宅ですねますます高齢化してきます。いち早く交付金もなかなか申請しないと、恐らく私は３年から５年で計画しろという国のお達しでございますので、早く計画を立ててやらないと、よその自治体からどんどん先にやられる可能性がございますので、よくこの辺を精査しながら川俣町の中層住宅にも該当するように、早く皆様の利便性を考え、やはり前向きに検討していただきたい。これいつごろ申請するんですか。来年度ですか、今年は恐らく終わったでしょう。再来年だ翌年だなどというとなってしまうから。いつころまで計画するのか。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にご答弁いたします。

２５年度で要望して、計画策定に入りたいと思います。

○議長（新関善三君） 嶋原利光君。

○４番（嶋原利光君） ２５年度でやるということで、力強いお言葉をいただきました。少子高齢化対策の推進の一環でございますので、後腐れのないように前向きに進んでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で私の質問を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、２番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） ２番 高橋道弘であります。私は、東日本大震災、原子力発電所災害から１年９か月も経過したにもかかわらず、遅々として進まない復興事業の現状と、早急に見直すと幾度となく議会、全員協議会等で答弁を繰り返しながら、９か月もその見直し作業を放置している振興計画の内容、また、７月２０日に公表

された計画的避難区域山木屋地区の皆様に対する財物補償基準及び内払いの方法についても、9月議会での質問以降、全く進展がない状況。更に、山木屋地区住民以外の町民に対する精神的被害に対する賠償も乳幼児12万円、一般の市民は4万円と昨年の賠償額から一方的に大きく減額されるなど、古川町長の議会答弁とは程遠い現況にあります。このような状況の中で不十分な計画ではありますが、古川町長自らが定めた復興計画の重要施策が除染事業を除けば、全く進行しておりません。この原因はどこにあるのかと、多くの町民から私も問われる日々が1年以上も続いております。そして、毎週開催されている議会全員協議会における町当局の説明と答弁は、基礎的自治体としての統治能力を疑いたくなるような内容であります。町長、私たち議員は、国、県の対応を待って、あるいは検討いたしますという答弁は、もう聞きたくありません。もううんざりしております。町長が決断をためらって右往左往している間、この1年8か月の間に、町の人口は680人も減少したのですよ、町長。人口減少率は、中通り29市町村中、断とつの4.39%です。中通りで人口減少率が4%を超えているのは、我が川俣町だけです。このまま町長が自ら定めた復興事業に真剣に取り組まなければ、町民の皆様には不審と絶望を与えることになってしまいます。その結果、我が町は人口減少に見られるように、衰退の一途をたどるだけだと私は考えます。そこで古川町長に質します。自ら定めた復興事業は、いつになったらやるのか、不退転の決意で答弁されることを期待し、質問いたします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

復興事業はいつになったらやるのかの質問でございます。原子力災害からの復旧、復興の具体的施策の展開を求めている中、川俣町の人口は減少している。町長はいつから何を復興事業として取り組むのかについてのご質問でございますが、本年を復興元年と位置づけをして、これまでの復旧、復興に向けた仕事に取り組んでいるところでございます。町民の皆さんが一日も早い復興を待ち望む中、平成25年度の当初予算についても、組む時期になってきました。先ほど5番議員からの質問もありましたけれども、25年度の当初予算につきましては、町復興計画に基づき、復興再生に向けたこれまでの取り組みを一層加速させるため、極めて重要な予算であるものと考えております。質問にあります1点目でございますけれども、議員お質しのとおり、東日本大震災前の平成22年10月に実施した国勢調査では、現住人口は1万5,569人でありましたが、大震災1年後の平成24年3月末には1万5,010人と3.6%減少し、直近の平成24年5月のデータでは、1万4,825人と1万5,000人を下回っております。平成24年3月末のデータの年齢構成で減少率を見てみますと、20歳から24歳が17.7%、25歳から29歳が13.1%、5歳から9歳が12.0%となっており、子育て世代を中心に町外へ流出していることが顕著に現れており、これらは原発事故が起因しているものとも考えられます。東日本大震災からの復旧、復興は、このような人口減少を食い止め、若い人たちが生き甲斐を持って豊かに暮らしていけるよう対応していく必要があると

ともに、被災者の生活の再建を第一に進めていきながら、持続可能な地域の再生、創出を目指していくことが重要であると考えております。そのため、山木屋地区の再生につきましては、放射性物質に汚染された生活圏や農地についての徹底した除染を早急に実施しながら、農地・農業用施設の復旧、農業生産基盤の整備なども早期に進め、営農再開に向けた環境整備を後押しいたします。併せて避難している住民が戻り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、産業の創出や雇用の確保につながる木質バイオマス、太陽光、風力、あるいは小水力による発電などの再生可能エネルギーを導入し、自然と産業が調和した過疎型スマートコミュニティの構築を目指すこととしており、現在、可能性調査を実施しているところでございます。また、現在、被災者の居住の安定確保を図るため、山木屋地区住民の災害公営住宅の整備を推進していくとともに、川俣町住民以外の被災者の中で中長期的に本町への定住を考えている方々の要望をかなえるため、短期間で災害公営住宅や住宅団地の造成が整備できる土地につきましては、現在、検討しているところでございます。更に、定住者等に働く場を提供していくことが、安定した生活になくってはならないことでもありますので、産業振興や雇用創出を強力に推進していく必要があり、その基盤となる西部工業団地の造成についても調整しているところでございます。加えて、中心市街地の総合的な再生・再構築を図り、都市基盤、商業の振興、居住環境の整備を推進するため、中心市街地整備改善活性化基本計画の策定について対応してまいっているところでございます。こうした前例のない大震災の復興の取り組みにつきましては、被災者とともに、理解を得ながら進めることが前提であり、国、県及び町とでスピード感を持って対応しなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長から答弁いただきましたけども、要は何をやるということはいっていないですね。計画作るとか、対応しなければならない、全部そうなりますよね。それで、3月5日に策定しました復興計画というのがありますが、これは町長は熟読なさっているのでしょうか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 川俣町復興計画につきましては、私の方でも持ち、これを確認をしております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それではお尋ねいたしますが、この計画書の1ページには趣旨というのがありまして、本町における東日本大震災による被害状況が書かれています。694トンの住宅、工場、公共施設の全壊、半壊、一部損壊、更には101箇所の町道の路面の崩壊とこう載っていますが、これの資料編のところがあるんですね、資料編の後ろに、東日本大震災による主な被害状況というのが載っているんですが、ここには住居等全壊48棟、半壊47棟、一部損壊968棟、宅地90、工場及び商店全壊1、半壊6、一部損壊70、床上浸水1、その他8、これ足し算し

ますと、1 ページに書かれていることと全く合わないんですね。更にですよ、過日、私は受け入れない方が良くないじゃないかと言った野辺地町の議会の方々が視察に来たときの資料がございますが、これ町で作ったんだと思いますよ。これの9 ページには何と書かれているかという、地震その他の震災被災状況というのがありましてですね、その後の調査の結果、家屋の全壊は28棟だと、半壊は26棟だと。いいですか、3月5日に全壊48棟あったんだよ、これ町の資料。3月5日の計画書には、2月1日現在で全壊は48棟で半壊は47棟だと、工場入れたら49棟の半壊は53棟だと書かれているんです。ところが、野辺地の議会の皆さんに配った資料によれば、全壊は28棟で半壊は26棟で、一部損壊は1,151棟だ、その他195棟だと、こう書かれているんですが、どの数字が正しいんですか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、まず、資料編につきましては、24年の2月1日現在ということでとりまとめたものでございます。復興計画そのものは、3月5日でそういった時間的な差があるというのと、あとまた先ほどの野辺地町議会に提出した資料の関係との整合性につきましては、これからちょっと精査をしまして、それでお答えをしたいと思います。

以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ほかの自治体に出した資料ですから、決して恥ずかしくない間違っていないものを出しているんだと思いますが、是非分かるように精査を被害の方ね。それで、お尋ねするんですが、この復興計画というのは何に基づいて本当は作ったものなのでしょうか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

復興計画につきましては、前に策定しました振興計画の後に大震災が起きましたので、その大震災で対応しなければならない事項につきまして、そういったものを網羅して盛り込むことによって、振興計画を補完するような意味合いで作ったものでございまして、例えば放射能でマイナスになった状態からプラスまで持つていくための計画ということで策定をしておるところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） その辺が私、今回の質問で言いたいことはね、町長ね、1つは、復興計画に重大な欠陥がある。これは前から策定するときから指摘していることなんですけど、なんで重大な欠陥が生じているのかという、今、企画財政課長ね、振興計画、災害が起きたから振興計画を見直すんだと、そう言いましたよね。見直すという立場でこの復興計画を作ったというわけですよ。ところが前の議会でも何回か私もご指摘していますし、同僚議員も何人か同じような指摘をしているわけがありますけども、いいですか、災害が起きた場合には、川俣町の防災計画で何の計

画を作れと書かれているんですか。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　ここで休憩いたします。再開は２時１５分に再開いたします。
（午後２時００分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　再開いたします。

（午後２時１５分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　総務課長。

○総務課長（高橋清美君）　ご答弁申し上げます。

先ほど議員がおっしゃるのは、災害復旧計画かと思いますが、以上です。

○議長（新関善三君）　高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君）　それじゃお尋ねしますが、この災害復旧計画は公共施設ですよ。これらが計画は、策定されたのか否か。更に、民生安定のための緊急措置に関する計画というのも作ることになっていますよね。職業の斡旋、公営住宅金融公庫資金の斡旋、公営住宅の建設、生活資金及び融資、罹災者に対する住宅融資、災害弔慰金等の支給、まあもろもろありますけど、これらの計画は策定されたんでしょうか。

○議長（新関善三君）　総務課長。

○総務課長（高橋清美君）　ご答弁申し上げます。

災害復旧計画につきましては、作ってございません。民生安定のための緊急措置に関する計画であります、これについても作ってはございませんが、罹災証明等の発行については、しております。以上でございます。

○議長（新関善三君）　高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君）　町長ね、今、聞いたとおりですよ。担当災害対策事務局長が総務課長ですよ。ですから、さっき企画財政課長言いましたよね、未曾有の事態が生じたので、振興計画を補完するためにこの復興計画を作りました。だから、災害が起きての復旧対策は、まず、復旧があって復興でしようという話を我々は議会でもしてきたんですよ、町長。町長は、全員協議会にさっぱり出ないから分からないだけ。ずうっと出ていれば分かる。いつも途中で帰ってしまうから、あるいは全く出てこないから、そういうミスマッチが出ているんですよ、町長。だから、これから出た方が良くと思いますよ、全員協議会に。ですから災害復旧計画、これは町長がマニュアルとして全職員に通知して災害復旧をやるときのマニュアル本ですよ、防災計画書は。その防災計画書に定められていることをきっちりやってないから復興計画が間の抜けた話になるわけですよ。この災害復旧計画を作る責任は誰にあるかと言ったらですよ、一番先にこれ総務課長事務局長だけど、いいかい、災害査定促進はだれがやるかという企画財政課長、緊急融資の確保、これ緊急資金の確保なんだけど、これも誰がやるかと言ったら企画財政課長。そして、何と書かれ

ているか、復旧事業の迅速が確保されるよう努めなさい。復旧事業が早急実施が図れるようにする。このことは企画財政課がやれと書かれている。で、復興計画を作ったのは企画財政課なんだけど、企画財政課長の答弁はいつも、いや国が県が、いや計画作ってこれから検討して、みんなの声を聞いてと、こういう話しかしていないわけでしょう。全く防災計画の趣旨と合っていない。復旧計画作らないから、そういう答弁になるんですよ。そこは間違いだと思いませんか、町長。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

あのお質しのように、災害防災計画町の、そちらの方に載っている計画のように手をかけないで、その場の中でやってきていることについての弊害が出ているんじゃないかというようなお質しであります。そのように私も感じました。今後、そのようなことのないようにやっていく考えであります。ただ、そういう中であつても、お質しにありますように、とにかく復旧をやらなくちゃならないんだということで、住宅問題から道路も含めてですね、これはその都度議会の方にお示ししながら予算も大きく組んでやってきていることも事実でありますので、その点については認めていただきながら、このお質しのようなことについて、内容からも整合性を図る中でやっていくことに注意を払っていきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） あのお町長、それだけでは認識不足なんです。いいですか、例えばですよ、住宅建設の話というのですね、議会が再三に言って、あるいは請願書が出てきて採択して、当局、町長にも意見書として要望書として出ているはずですよ、意見書として議会が。それがあって、ようやくこの前の臨時会、また、今回も西部工業団地のことで出していますけども、時既に遅いんですね、本当は。だって1年遅れるんだから、これ。ほかの自治体は今年から着手しているわけでしょう、復興事業で採択受けて、桑折町みたいに。いいですか、じゃなんで遅れたのかと言ったら、家がなくなった、災害により住居を滅失又は消失した低所得者の被災に対する住宅に対して、町は必要に応じて公営住宅の確保を図ると書かれているんですよ、この防災計画書に。じゃ、さっき言った数字査定したから分かるんでしょうけども、全壊世帯でなんぼあるんですか、一部損壊世帯でなんぼあるんですか、本当のは。それは10戸以上だったらやりなさいと書かれているじゃないですか。10戸以上そういうものが出た場合はやると書かれているんだよ、ちゃんと。じゃ、48棟が正しいのか、28棟が正しいのか分からないですけど、私には。要は2桁台の家が全壊してなくなったわけだ。だったら、当然に住宅地の確保と、住むところを確保すると、災害対策の最初にやりなさいと書かれているわけでしょう。だから、そこをきっちりやっていれば、こだの必要ないんだ、どうなんだなどという議論が成り立ちっこないですよ、今までの答弁のような話は。何戸なんです、本当の全壊は。

○議長（新関善三君） 総務課長。

- 総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。全壊については２８棟でございます。
- 議長（新関善三君） 高橋道弘君。
- ２番（高橋道弘君） それは地震の全壊ですよ。じゃ、町当局として、山木屋地区住民の方々全部計画的避難で出て行きなさいと言われた。この人たちは住居を失ったというふうに私は考えるべきだと思うんですけども、だから、仮設住宅を造ります、借り上げ住宅を認めますということをやったわけですよ。でも、これはあくまでも２年、３年の話ですよ。２年、３年過ぎた後どうするのかという計画は、当然にして復興計画に入ってこなくちゃいけないですよ。そうでしょう。だとすれば、今の復興計画にそのことは載っているかと言ったならば、載っていないんですけど、復興計画の見直しはどこまで進んでいるんですか。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） 復興計画の見直しにつきましては、ただいま指摘ありましたようなことは、まだ見直しを行っておりませんので、今後、見直しをする予定でございます。以上で答弁いたします。
- 議長（新関善三君） 高橋道弘君。
- ２番（高橋道弘君） だって、そこを見直ししなくて、西部工業団地、住宅団地にするんだとか何だとかという議論はなんで出てくるんですか。じゃ３月５日以降、何回復興会議は開催したんですか。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） ３月５日以降は、まだ、開催をしてございません。以上で答弁いたします。
- 議長（新関善三君） 高橋道弘君。
- ２番（高橋道弘君） ですからね町長ね、いいかい、やるべきことをきちっとマニュアルに従ってやっていないから課題が明確でない。町が取るべき施策は、住宅地の確保、住居の確保というのは、これは防災計画にきちっと載っかっていることです。山木屋の人は家がないという状況だから、国だって仮設を認めたんでしょ。借り上げを認めたんですよ。それは３年しか続かないというのも、法律上明らかなことなんですよ。そして、山木屋地区住民のアンケートによれば、３年が限度だと、ほとんどの方が言っているわけですよ。だとすれば、川俣町が作る復興計画、今、復興局でやっている山木屋地区のマスタープランの中にだって、トータルプランの中にだって、そのことはきちっと出てこなかったらおかしいじゃないですか。それなのに、見直しますと何回も全員協議会や議会で答弁してて、復興会議１回も開かなくて、どこでだれが見直しているんですか。
- 議長（新関善三君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（菅野浩市郎君） 復興計画の見直しにつきましては、ただいま計画的避難になっている方々のところの例えば賠償とか、生活再建支援ですか、また、それとともに復興住宅の関係とかの整理を区域の見直しも含めて整理をしながら、今後の見直しというようなことを考えています。それは、あくまでも復興会議の中で

復興計画を見直すということで考えております。以上で答弁いたします。

復興会議の中で、復興計画を見直すということで考えております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 早く指示してもらわないと時間なくなるからね、議長さんね。

あのね復興会議の中で見直すと言うならば、随時毎月でも毎週でも開くべきじゃないですか、復興会議。だって、いいですか、町長。復興計画には、避難者の、被災者の住宅団地の話はどこにも載っていないでしょう。どこにも載っていないくて、今度4,300万円だかなんだか知らないですけど、西部工業団地を補正予算で出してきて、それは住宅団地にするんですと言っているわけでしょう。いいですか、補正予算に上がったらシャモ鶏舎の話だって、復興計画にはどこにも載っていないですよ、言っては悪いですけど。復興会議やってなくて、何も見直しをしてなくて、計画にも載っていないもの5,000万円でございます、はい4,000万円でございますとなんで出てくるんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、議員お質しの復興計画の中における事業と具体的に進める事業についての代価が取れていないんじゃないかというようなお質しでありますけれども、その辺のことにつきましては、この復興会議とこの復興計画の中の整合性をとるという意味から言えば大事なことでありますので、今、お質しのようなシャモ等も含めてですね、この復興計画の中で位置づけをしていくということであると思っておりますので、特に復興住宅等については、今現在、土地等についてもどこが適正なのかということについては、まだ議論の途中でありますので、また、広域化の場合にはどうしたらいいかということでもそれぞれ相手の方との話も進めているところでございますので、それも含めてお質しのとおり、復興計画の中でそれをしつかりと位置づけをして、そして、復興交付金なり、災害公営住宅なりに適正な予算をしっかりといただくような体制をとって、町の主体性を発揮していくべきことだと考えておりますので、そのようなことで取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから町長ね、前からこの計画作るときからおかしいんじゃないですかと、復旧まずありきであって、復旧がきちっと整理されて、その中で出された課題を復興計画の中にきっちりと位置づけて、重点プロジェクトとしてやるべきじゃないですかということをやうと主張してきたわけです。そうでないんだと頑張っただけこれ作ったわけです。町長、この中に事業なんばあると思います。いや、熟読したというから聞いているんです。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

重点事業としては、それぞれの部分合わせると22ほど出しているんでありますが、今の具体的な事由になりますと、いわゆるロードマップ的なものについてはまだできておりませんので、その辺をこれから詰めていくことだと思っております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね町長、この中には93の事業書かれているのね。町長が言っているのは重点だと言っているのは22あるわけ。ところが93書かれているけど、70は去年、23年の災害発生時からやってきた応急対策事業、残りの23が新しくやります。じゃ24年度でなんぼ新しくやるかと書かれているかということ15と書かれている。そのうち本当の新規は12なんです。いいですか、その12ある新規の事業のうち、今年度手を付けているのは何事業ありますか。

はい、議長、時間がもったいないからいい。担当してても分からないくらいどうでもいい計画なんだよ、だから。2つしか手を付けていないんですよ、今。12書いておいて24年度からやると。今回の補正予算通したって2つ増えるだけ。8つの事業は未着手なんです。今現在は、10の事業が未着手なんだからね。それでいて、迅速に早く町民の声を聞いて、議会の意見を聞いてなんていくら答弁したって、さっきの教育長みたいに答弁したことはちゃんとやるならば、だれだって検討しますで納得するの。検討しますと言って、やったことがないんだから、こっちの町当局の方は。だれだって信用できないじゃないですか。そして、挙げ句の果てに重要な復興事業は載ってないのよ、この中さ。住宅の話はどこにも載っていないんだよ、この復興事業は。それでいて見直しはするんだといって、全然していません。これで信用しましょうとか、川俣町の未来は明るいとか、だれも思えないでしょう町長。住宅の確保、住むところの確保が、山木屋地区の住民の方々にとって最大の復興事業のメインテーマなんだということを町長認識していますか、本当に。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

山木屋の住民アンケートの調査からも分かりますように、そのようなことについての重点事業として、私も認識をして取り組んでいく考えであります。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それからですね、町長にもう1つお聞きしておきたいんですけど、先ほどというか同僚議員の答弁書にもあるんですけど、必ず町当局言うときね、住民の声を聞いて、議会の声を聞いてと言うんですね。町長から見て議会というのは、どういう立場なんですか。私が知る限り法律上ですよ、住民の代表機関はどこにあるかと言ったら、議会だと思っているんですよ。その議会が全会一致で意見書出したり、要望書を町長に出したりしているんですけど、なお、山木屋地区住民の声も聞かなければならないと、こういう話になるわけじゃないですか。ということは、議会は住民の声を代表していないということを町長はいつも認識しているんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 私も選挙で選ばれてきている1人でありますので、十分住民の声を聞くということでありますから、議員の皆様方もそれぞれの立場で住民の代表として出ているわけでありますから、私は議会は住民の代表だと思って一緒に仕事をするという考えの下に仕事を進めております。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですから町長ね、議会の討論の中で、議員の方はそう言うけど、なお、議会はそういう請願採択したかもしれない、意見書も出したかもしれないけど、なお、住民の声を聞いてみるというのは、議会の否定だと私は思うんです。だって、議決機関は議会しかないんですよ。地方自治法上も憲法上も。その議決機関たる、住民の代表機関たる議会が、こうすべきでないかと行政の長である町長に言った場合に、それ以外にも決めるところあるんだと言ったらどこあるんですか、法的に。だから、それは行政内部の組織として、自分たちが住民の声を聞いたり、自治会の声を聞いたり、教育長さんの声を聞くという話を表舞台で議会と対等に扱ったら絶対に間違いだと思いませんか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 表舞台で、議会の場で、議決事項を住民の声を聞いてということとを私どもは言った覚えはありません。ただ、事業を執行していくうえでは、いろんな現場に行けば住民の皆さんの声を聞くわけでありますから、そういう思いで住民の声を聞くということで話をしておりますので、私も誤解をしないようにやっていきますけども、議員におかれましてもそういうことありますので、理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長が配った回答書にあったから私は聞いているだけです。住民の声を聞いて、議会の声も聞いてと書かれています。普通当たり前に書いているんですよ、誰答弁書書いているのか知らないけども。そこら辺から大体認識が間違っていると思うんですよ、町長の補佐機関の職員の皆さんは。住民の代表機関は議会しかないんです。議決機関も議会しかないんですよ、それは。だからあとは皆さんが行政手続上、住民のいろんなサークルの話を聞いたり、自治会の話を聞いたりというのは、それは皆さんの問題であって、議会に言う話じゃないじゃないですか。そこは間違っちゃったら困ると思いますよ。だから、今後はそういうことではないということなので安心して次の質問をしますが、そうしますと、今回、山木屋の自治会からも陳情書が出ている。これアンケート調査の結果、町が書いた同僚議員も質問した。意向調査から読み取った内容というのは、これ町が言っている、議会が言っているんじゃないですね。暮らしの確保、復興公営住宅の整備、帰還までの住まいの確保。2つ目、新たな宅地の確保（帰還を希望しないものの住まいの確保）、こういったものが読み取れるとちゃんと書かれているわけです。だとすると、先ほどから言っている今回、補正予算に出ている西部工業団地の話ね、工業団地造るのか、住宅団地造るのかさっぱり分からない答弁さっきからしているわけじゃないですか。大体開発許可もらうのにですよ、工業団地造るのか、住宅団地造るのかでは、開発許可の申請の目的違うんだもの、そこをはっきりしていなかったら申請できないでしょう、なんぼ4,000万円予算認めてくれたって。どっちやるんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 山木屋地区のアンケートの中では、今、議員が言ったようなことでまとめてありますので、そのとおりでございます。それで、復興住宅の用地等でございますけれども、これは川俣町が広域で復興住宅も考えていきたいということは、議員の皆様にもお示しして考えは出しているところでございますが、そういった中であって、山木屋と飯舘村、今、浪江町の方とも内部でやっておりますが、浪江町としては、公的には川俣の方には求めはないというようなことで内々の返事が来ているのでありますが、そんな中から住宅の用地についての今、確保に当たっているわけでありまして、西部工業団地については先ほど申し上げましたけれども、まずは工業団地として造成を申請しておりましたので、これは工業団地としての造成の申請をしていくというようなことで、今、期限が切れているものですから改めて出すというようなことで、仕切り直しをしたいということでの計画書を作るわけでありまして、したがって、住宅用地についても、また、これから適地について考えていかなくちやならないと思っておりますが、現在、それらについては町も具体的に今までのいろんな計画作ってきておりますけれども、そんな中で適地などについてやってきたというような経過の土地もあるというようなことの話も出ておりますので、そういったことについて、再確認をしながら、今まで皆さん方が議論してきたことについて取り組むことができるのであれば、そこについても考えていくべきではないかと、そんな思いで今いて検討に入っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だからね、町長。最初の質問でも言ったけど、検討していくという話はもう聞きたくないの、我々は。1年半聞いているんだから、検討します、検討しますね。国が県が、国が県が、もうそんなことを言っている事態ではないでしょうと、全議員が言っているじゃないですか。そんなこと言ったら何もできないんだよとみんな言っているわけですよ、全議員が。全議員が言っているということは、議会が言っているということなんだよ、これ。議会が早くやりなさい、方針を早く決めなさい、町長の決断1つなんですよ。じゃ西部工業団地、あくまでも工業団地として活用してやっていくということで、ほかには使わないということなんですか、絶対に。じゃぺんぺん草生えたって、そのまま置くということなんですか、それで良いんですか。誘致する自信はあるんですか。町長になってから何か1件誘致したんですか。この不景気で、なおかつ放射能で汚染された土地に、進出してくる企業なんかあるんですか、町長。その展望あって町長は言っているんですか、あくまでも工業団地でやると。私は、非現実的な話だと思いますよ。町民もそんなことを望んではないと思いますよ、今。そんなの非現実的だもの。逃げていった企業はあるかもしれないけれども、震災以降入ってきた企業あるんですか、町長。絶対に自信があるんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 検討については、これはもう早急な検討の時期でありますから、

そのように理解をしていただければと思います。また、今の工業団地の件であります。今まで川俣町でも企業誘致やってきておりますけれども、具体的にいきますと、あそこの仕上がりは3万円というような工事価格、今までも出ておりまして、それではとても入れないというようなのが出ておりますから、今回、工事するに当たりましては、町の方も復興交付金なりを使って、とにかく経費がかからない中でやって、仕上がりも平米1万円にもならないところを出していかないと、あるいはまた、貸すくらいじゃないと企業は来れないということについては、私も議員お質しのとおりでありまして、認識しております。ですが、開かなくては、とても工業団地誘致の話はできません。企業誘致、多くの皆さん方から言われておりますけれども、なかなかそれができないというところは、私は山のままだということであるということで指摘されてきましたので、今回はこの復興に合わせての良い機会かなと思って、今、話をしているところでございます。ただ、ご指摘のとおり、工業団地なのか、あるいは住宅なのかということについては、その需要のこともありますので、それらを含めて今、検討ということではあります。まずは工業団地ということについては、現状を考えれば、その山のままではどこも来ない。ましてやその高い値段ではどこも来ないというのが現実でありますので、よその方と同じくするためには、町の持ち出しも含めて企業誘致にかからなければ、企業は来ないというような状況でありますので、その辺も含めてまた、議会の方に協議をしながら前に進めたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから、町長の答弁は私いつも疑問を呈するんだよ。さっきの答弁書で町長なんと言ったの、これ。いいかい、24年3月末のデータの年齢構成で減少量を見ますとうんぬんかんぬんで、若い世代が減っていると書いているんだよ、町長。企業が来る、例えば昭和30年代、40年代、なんで地方に企業が来たのか。低廉な若い労働力があつたから来たんじゃないですか、企業は地方に。今、若い人がいなくて、高齢者しかいないのに川俣町に。どうやって企業が来て、人を確保できるんですか。だから、非現実的だと言っているんですよ。今、川俣町に住居を構えようとしている人は、被災をして逃げている人たちが、少しでもふるさとに近いところで住んでいきたいと、この思いの1点で川俣町に住居を求めている。先ほど同僚議員が言ったように、それさえも川俣は何もやらないから、じゃもう飯野に見つけよう、福島に見つけようと、二本松に見つけよう、こういう動きになっているんですよ。だから、今のチャンス逃したらできないんですよということをずっと多くの議員が質問をしているわけじゃないですか。それをまた、今更ですよ、工業団地にするか、住宅団地にするかと考えていたら、工業団地は特区でちゃんと補助金来るんですか、財政課長。あんた事務屋担当だから分かるでしょう。復興住宅の住宅用地だったら国の直轄事業だって、補助事業だってあるじゃないですか。そんなの復興局でこの前示したとおりじゃないですか。工業団地造るのに、補助事

業ありますか、それじゃ。復興事業と同等の、ありますか、財政課長。事務的な話だから財政課長答弁してください。

○議長（新関善三君） 企画財政課長

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、工業団地のみでは、現段階では利子補給のみでございます。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いいかい、町長。今、聞いたとおりなんです。低廉なものを造りたいなどと言ったって、今の現行制度では利子補給しかないでしょう、工業団地造ったらば。住宅団地造るならば、復興局と今、何回か議会も議論しているけど、山木屋のトータルプランに合わせて下の方にも住宅団地としてこういうふうに確保していくということであれば、復興交付金を使って、それこそ低廉な住宅用地ができるんですよ。だから、具体論で町長はきっちりと詰めるという作業をこの1年9か月放棄しているから、部下も動けないんですよ、町長みんな。どういうふうにやれと言ったら、みんな一生懸命知恵出しますよ。能力も経験もあるんだから、課長だって、職員だって。その知恵と経験を生かす場面を与えていないのが、町長なんだよ、この1年9か月。そこを認識しなかったら、川俣町の復興なんて遅々として進みませんよ。だから、そこはもう1回来年度予算編成これからやるんだから、実態に合って、きちっと合うようにやってくださいよ。でいいですか、人口ね、680人減ったと言ったけど、社会減の方がでかいんだからね、町長。376人も減っている、社会減。社会減は379人、自然減は301人だよ。そして、なおかつ町長いいですか、国見町は9,700人で74人だ。川俣町は1万4,000人で108人。ところが桑折町は1万2,000人で120人生まれているんだよ。隣の飯舘村は、たった5,900人で78人も生まれているんだよ。どれだけ川俣町が高齢化してて若い人がいないのかということが一目瞭然でしょうが。今、手を打たなかったらもう衰退の一途ですよ、これ。だから、本気になって復興元年なんて新年のあいさつに書かれていますよ、町長の新年のあいさつに、復興元年とありますよね。復興元年になっていないでしょう、今年。やっていないんだから。だって、さっき言ったように新規事業12やりますなんて言ったって、手を付けているのは2つしかないんだから、それが現実なんだから。だから、町民は絶望しているんです。我々もあきれているんです。だから、そこはきっちりと新年度、今年やれるものは補正できっちりと取りながら、新年度予算に上げるものはきっちりと上げて、本当に復旧事業に取り組んでいただきたい。この中で大事なことは、住宅地の確保で、人口増加しかないだということをまず、申し上げて、時間がないから次の話にいきますが、もう1つ基本的に抜けているものはなんだと思いますか、町長。

時間がないからいきます。あのね町長、いくら原子力災害対策課作ってね、損害賠償の住民被害はどうのこうのと言ったって、だって、町の方針何かあるんですか、損害賠償に当たって、同僚議員何回も言っているけど。ただ、窓口になっているだけの話。その窓口だって機能していない話です。なんでかと言ったらば、町が原告

者の立場に立つんだか、単なる行政機関でいるのかということがしっかりしていないからじゃないですか。だから、山木屋の内払いの話にしたって、今回の4万円、12万円の話だって、その4万円、12万円をもらう被害者の立場の代表に町が立つんだということになれば、この復興計画は見事なものになるんです、はっきりしてくるんですよ。いつまで経っても中間的な存在でね、昔で言えば県のような存在だ、副町長、昔いたね、今の状況で言えば。こっちに被害者がいて、こっちに加害者いるんだけど、役場はどっちに着いているんだい。昔で言えば、市町村がいて国がいるけど、国、県ては何のためにやられている。国の伝書鳩かと。今は、町はそういうふうに見られているところいっぱいあるじゃないですか。伝書鳩ではないんだと。我々は住民の組織なんだから。だから、パブリックと言うんじゃないですか、地方公共団体というんじゃないですか。ローカルガバメントではないんだよ、日本の法律制度は。地方公共団体というのは何と言うんですか。アメリカに行ったらば地方政府ですよ。政府じゃないんだよ、日本の法律上は。同じこの地域に住んでいる人たちの公共的な事務を統一してやるという立場で公共団体と言っているんですよ。こんなの法律の基本でしょう。だったら住民の立場に立つという、そのために損害賠償の先頭に立つという、その構えありますか、町長。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） まず、今の原子力災害対策でありますけれども、川俣町が被災している自治体だと、そういう認識は同じく持っております。したがって、川俣町はよそより早く原子力災害対策室を作り、そしてまた、対策課にして、今の人員の体制にしております。まだ足りないんじゃないかと思う面もあるわけですが、そういった中であって、被災している住民の皆さん方の立場に立って仕事をしていくというのが一番でありますから、除染の方と支援の方に分けて責任者を決めてやっているところでございます。生活支援の方につきましては、それぞれ地域の皆さん方のいろんな問題点についての相談事を承っておりますし、また、一番の除染の方につきましても、除染の方も毎日毎日地区に出向いての仮置き場の確保を含め、また、除染によって発生しているいろんな問題等についての整理に身を以て当たっているわけございまして、今、町がこの原子力災害で避難をしている地域を抱え、そしてまた、全町民も多くの被害を受けている状況については、十分理解をしたうえでのこの課を作っているということでございますので、その点については理解をいただいてですね、足りないところはまた補いながらやっていくわけありますけれども、しかし、今年の復興元年で一番大事なこと、それは除染であります。元の環境に戻すということが一番だと私は思っておりますので、仮置き場すらなかなか決まらない現状の中で、それをとにかく確保して、住民の皆さんの希望をかなえるための除染をするということが、一番の復興元年においては、私は大きなものだと思っております。ただ、指摘ありますように、地震の災害やなんかありました。何度となく議会からお質しありますように、町民全体の生活の安全、安心を守るためには、そういったことについても復旧に全力を掲げなくちゃなりません

から、遅れているところには申し訳ない面もあったわけでありますけれども、今もそれについては漏れなくやるように対応に当たっているところでございますので、これからはしっかりと指導をいただきながら、また、我々も前向きに考えて対応してまいりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そういうことを私町長に言ったんでないんです。そういうことではなくて、損害賠償もやるとなっているわけでしょう、原子力災害対策は。損害賠償をやるということは、ただ、引き継ぎをしていけば良いということじゃないじゃないですか。住民の立場、町民の立場に立って、損害賠償満額勝ち取っていくんだというために原子力災害対策課は動かなくちゃいけないじゃないですか。そのことをやってないでしょう。そのことが復興計画の位置づけにもなってないでしょうと言ってるの。このことをやろうとしたらば、同僚議員が昨日も質問したとおり、民法で時効になってしまうと、3年で。3年なんてあっという間。来年で3年だから。2年や3年ってすぐですよ。そうしたら、3年過ぎて時効になったから、おめら黙ってて終わりだよと、法律的には。だから、民事賠償なのか国家賠償なのかという話も私はこの前9月議会で言っているんですよ。民賠でやる限りは、3年で消滅するのは当たり前でしょう。その時効を止めるためには、裁判に訴えるしかないじゃないですか。その裁判闘争をじゃ川俣町長は、住民代表で、個人個人が300万円払って、3,000万円払ったりして戦えなんて、こんなの無理な話なんだから。なにも団体として頼めば、顧問弁護士使って訴えてだけおけば、時効は止まるんですよ。訴えるだけで時効は止まるんだよ、町長。その時点で時効は止まる、進行しない。そのことを町長は、この復興期間にきちんと位置づけて、川俣全町民の損害賠償満額勝ち取るまで川俣町長は原告団になるんだと。これは町長が誰になろうとずっと続くんだと、30年でも40年でも。そういう気構えをきちっとこれに書いて、町長自身が初代の原告団長になる気構えがありますかと聞いているんですよ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、質問ございますけども、町としては原子力災害対策課を作りました。そして、被災者の皆さん方に親身になった対応をしていくということがあります。一方、更に進んで原告団を作って、その団長に町がなってやっていくべきだというお質しでありますけれども、私自身のところで今、そこまでのことについてふれて考えてはおりません。ただ、時効の問題、いろいろ町民の皆さん方が立っていくうえでは、これは同じ立場に立っておりますので、我々もこの時効を止める、これは特別な事情でありますから、そのようなことの特例法の制定を含めてですね、このことを強く求めていくのが私どもの任務かと思っておりますので、それについてはご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですから、そんなことをいくら言ったって、どんな政府ができ

るのか分からない。16日の投票になったら。今の政府だってやらないわけだから、もっと良い政府ができるかという保証もないんだし、もっと悪くなるかもしれない。だから、時効を止めれば良いんだから、今の最大の課題は。時効を止めるだけだったら、なにも川俣町が訴えますと、全町民を代表して訴えますだけで良いんですよ。何億円もかかるわけじゃないですか。損害賠償額いくらかと設定するだけの問題でしょう。訴えるときに。そのために財調10億円あるんだから、なにも使ったって良いじゃないですか。誰も町民反対しないと思いますよ私。みんな賛成すると思います。だから、そのことをきっちりと位置づける復興計画を早く作って、町長が初代の団長になればいい。

時間がないからあともう1つの違う質問しますよ。そういった中で、じゃ具体論でね町長は被災民の立場に立ってうんぬんかんぬん言うんだけど、一昨日の地震のときにね、東京電力の原子力発電所、東京電力の本社から間違いないと、川俣町さん問題ないですよと、第一原発は。誰か確認取ったんですか、町として。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 地震の関係でございますけれども、それにつきましては、東京電力の方からファックスが流れてきまして、問題ないということで確認をしたところであります。以上で答弁とします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 先ほどの総務課長ね、同僚議員の答弁で、独自に解除したと言うんだけど、それは東電のファックスが来た後に解除したんですか。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

被害が何もないということで、解除しております。東電のファックスではございません。それは確認できませんでした。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですからね、町長ね、そういうことだから問題なんですよ、私から言わせれば。だから、経験が生かされていないと言うんです。だれが一番心配しているかと言うと、なにも地震でどこか崩れたかなどということよりは、第一原発の1号機から4号機まで安定しているか安定しないのか、事故があったのかないのかということが、一番心配なんですよ、みんな町民は。そこら辺見て回って地震の被害はないようだから解除なんて、どこか抜けていると思いませんか、町長。東電の第一原発は大丈夫だったのか、第二原発は問題ないのか、ここを確認して、ああじゃ、解除しても良いよというのが当たり前の話でしょう。今の答弁は、それを確認しないうちに、総務課長は解除命令を出したと言っているわけだから。そういうこと、厳に慎んでいただきたい。今後に活かしてもらいたい。ちゃんと常にどんなときも、自分たちが東京電力の原発がどうなっているのかと確認をして、その後解除すべきですよ。そうでなかったら、みんな帰った後にボンとなりましたな

どと言ったらばどうするんですか。もう町民の人たちは、スタンドに並んでいたんだよ、あのときは。私が役場に来るのに渋滞して来れなかったの。既に小林さんのところも菅田さんのところも渋滞ですよ。もうみんなガソリンがこの前の経験で。そういう経験を活かすということをちゃんと町長自らが陣頭指揮を執ってやらないとだめですよ。

それから、時間がないからもう1つ、仮置き場とかというのを今、議論されているのね山木屋でね。なんで仮々置き場はただなの。法的根拠を言ってください。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

法的根拠は、ございません。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いいですか、町長、具体論で最後締めますけどね、いいですか、何の法的根拠もなく、自らのふるさとを追われて、自らの土地を耕せない山木屋の人たちに、仮々置き場提供しろと言って、その土地はただだぞと言われて、何も言わない町長ってなんなんですか。人の土地を使うんだから、当然に賃借料払うべきだというのは、当たり前の話だよ、これ世の中の常識として。そのことさえも言えないようでは、復興計画なんて国が、県が、国が、県がとなっちゃうじゃないですか。だから、そのことも含めてですよ、それでは絶対認められないぞと、川俣町は。仮々置き場だろうが仮置き場だろうが、きちっと賠償しなさいと、賃借料払いなさいと、これ言えないんですか、町長。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、議員のお質しのとおりでありまして、仮置きであれ仮々置き場であれ、汚した原因は誰なのかということを見れば、ああなるのは当たり前だと私も思います。しかし、今、国の方の対応を見てますと、よその方でもその仮々といってやってますよね。ですが、それで良いのかどうか。私は今、議員お質しのとおりでありますので、川俣町についてはその話は出していく考えであります。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長、だから復興計画に戻るけど、復興計画抜けているのは、とにかく住む場所を造ることが最大の課題だと。これが山木屋の人にとっても、川俣町のこれからの未来の発展のためにも、住宅団地の造成こそが、一番の今の最大の課題だということと、もう1つは損害賠償、これは山木屋の人たちだけじゃないですよ。後で補正予算のとき私言いますが、そちらの問題ともかわってくるから、損害賠償きっちり位置づけて町が立つ。そして、不当な要求に対しては、国に対しては、東電に対しては、断固としてはねのけるという固い決意でこの半年間を乗り切っていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。



○議長（新関善三君）　以上で本日の日程は終了いたしました。

これより各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。なお、各常任委員会の運営につきましては、各常任委員長さんをお願いいたします。

本定例会最終日の明日１２日、水曜日は、午前９時から議会運営委員会、午前１０時半から全員協議会を開催していただき、午後１時から本会議を開催する予定であります。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後３時００分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 高 橋 道 也

同 署名議員 菅 野 意 美 子